

京都市歴史的風致維持向上計画（２期）（令和３年３月２９日認定）
（最終変更 令和８年３月３１日（軽微な変更））

口進捗評価シート(様式１)

R7予算措置・事業完了

R7進捗評価

ページ番号

【１】組織体制(様式１－１)

1 京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会		1
-------------------------	-------	---

【２】重点区域における良好な景観を形成する施策(様式１－２)

1 新景観政策の取組		2
2 京町家保全・継承に関する取組		3
3 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定		4～5
4 “京都を彩る建物や庭園”制度		6
5 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度		7

【３】歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式１－３)

【歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援】

①歴史的建造物への技術的・財政的支援		
1 名勝無鄰庵庭園の整備		8
2 京都市指定登録文化財修理等助成事業		9
“京都を彩る建物や庭園”修理事業	事業完了(R6)	
文化財の重点的修理推進事業	事業完了(R6)	
市指定文化財防災対策重点強化事業	事業完了(R6)	
3 伝統的建造物群保存事業		10
4 歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)		11
5 歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)		12
6 歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)		13
7 歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)		14
8 歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)		15
歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	事業完了(R4)	
12 歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業		16
13 指定京町家改修補助金		17
14 京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)		18
②伝統的建造物の防災安全性向上		
15 木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業		19
(旧事業名: 木造住宅耐震診断士派遣事業)		
16 「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業		20
(旧事業名: まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業)		
17 空き家対策推進事業		21
③歴史的建造物の活用・継承支援		
18 京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業		22
19 京町家マッチング制度		23

【歴史的町並み景観の保全・向上に関する事業】

①公共空間の整備		
道路修景整備事業 三条周辺地区	予算措置なし	
道路修景整備事業 清水周辺地区	予算措置なし	
道路修景整備事業 清水・祇園地区	事業完了(R3)	
20 歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業		24
21 文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出		25
22 無電柱化等事業		26
②都市施設の充実		
都市公園事業【淀城跡公園】	予算措置なし	
23 高瀬川再生プロジェクト		27
三条大橋再整備事業	事業完了(R5)	
24 史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業		28
25 史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業		29
上ノ山古墳史跡公園整備事業	事業完了(R5)	
26 名所説明立札等充実整備事業		30
③良好な景観の誘導		
27 寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用等)		31
歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	予算措置なし	
28 屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡易除却		32
市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	事業統合	
29 ウッド・チェンジ推進事業		33
(旧事業名: みやこ杉木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援))		
④緑地空間の整備		
30 雨庭整備事業		34

【歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上に関する事業】

①新景観政策の推進		
31 景観形成推進事業		35
②「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進		
32 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進		36
33 観光地交通対策		37
③森林景観の保全		
34 歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理		38
35 横断防止柵等への間伐材活用事業		39
四季・彩りの森復活プロジェクト	事業完了(R5)	
36 「京都伝統文化の森」推進事業		40

【地域力を活かした歴史まちづくりの推進に関する事業】		
①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援		
37 地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成		41
38 地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援		42
39 官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)		43
40 西陣を中心とした地域の活性化		44
41 各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (北区「WAのこころ」創生事業)		45
各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (左京・地域ゆかりの文化 発信・継承プロジェクト)	事業完了(R6)	
各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (山科区明史跡の探訪等事業)	事業完了(R2)	
②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進		
43 防災まちづくり活動支援事業		46
44 防災まちづくり推進事業		47
45 細街路対策事業		48
【文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成】		
①保存と活用の社会・経済における好循環の創出		
46 「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業 (旧事業名:「伝統産業の日」関連事業)		49
47 京都市伝統産業ミュージアムの運営 (京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業)		50
48 京の「匠」ふれあい事業		51
49 市民狂言会		52
50 京都薪能		53
②担い手・支え手の確保		
51 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度		54
52 花街の伝統芸能保存育成事業		55
53 葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業		56
③新たなイノベーションの創出		
54 伝統芸能文化創生プロジェクト		57
【市民生活と調和した観光政策の推進】		
①観光客分散化等混雑緩和対応		
55 安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名:観光地の混雑状況の発信)		58
56 観光案内標識アップグレード推進事業 (旧事業名:観光案内標識設置事業)		59
②観光客マナー向上の取組		
57 地域と連携した観光課題解決等推進事業		60
【その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業】		
①まちの活性化、魅力の発信		
京都・花灯路	事業完了(R3)	
58 魅力ある夜間景観づくり		61
②国内外への京都の魅力発信		
59 世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大		62
【4】文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)		
1 文化財の調査及び指定・登録について		63
2 文化財の修理、防災防犯対策、周辺環境の整備など		64~65
3 文化財に関する普及・啓発、人材育成など		66
【5】効果・影響等に関する報道(様式1-5)		
1 効果・影響等に関する報道		67
【6】その他(効果等)(様式1-6)		
1 デジタル技術等を活用した歴史まちづくりの普及啓発		68
□法定協議会等におけるコメントシート		69

評価軸【1】-1

組織体制

項目	令和7年度 現在の状況
京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容 「認定計画の推進及び連絡調整、認定計画の変更に関する協議、歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項、歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取」を主な役割として法定協議会を設置し、協議会をプラットフォームとして京都の歴史まちづくりを推進。市内部には庁内連絡会議を設置。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

■令和7年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議(令和7年6月6日)

→令和6年度進行管理・評価に係る意見聴取(公開)

→歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取(非公開)

9件の歴史的風致形成建造物新規指定候補について意見を伺う。

■令和7年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議(令和8年2月3日)

→令和7年度末の計画の軽微な変更に係る意見聴取(公開)

→歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取(非公開)

13件の歴史的風致形成建造物新規指定候補及び1件の指定範囲追加について意見を伺う。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	持続可能な歴史的風致形成建造物の指定のための組織体制構築や運用手法の確立が課題

状況を示す写真や資料等



令和7年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議

進捗評価シート		(様式1-2)
評価軸(2)-1 重点区域における良好な景観を形成する施策		
項目		評価対象年度 令和7年度
		現在の状況
新景観政策の取組		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	(1)重点区域における都市計画との連携:重点区域の大部分は市街化区域で、一部が市街化調整区域であり、重点区域内では、一部の市街化調整区域を除きほぼ全域に高度地区を指定している。また、重点区域には景観地区(美観地区、美観形成地区)や建造物修景地区の全域を含んでおり、伝統的建造物群保存地区は4地区指定している。 (2)景観計画との連携:重点区域は全域が景観計画区域であり、景観計画において景観に関する基本方針等が定められている。 (3)市条例との連携:京都市市街地景観整備条例により、歴史的景観保全修景地区3地区、界わい景観整備地区8地区を指定しており、良好な景観の形成に努めている。また、京都市眺望景観創生条例により眺望空間における建造物の標高や形態・意匠・色彩等についての規制を行っている。さらに、京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行っている。平成23年4月より、「市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備」「デザイン基準の更なる充実」「優れた建築計画の誘導」「申請手続きの見直し、基準の明文化」を柱として、景観政策を進化させている。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
本市では、50年後、100年後も光り輝く京都の景観づくりを目指し、①建築物の高さ規制の見直し、②建築物のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全の取組、④屋外広告物対策の強化、⑤歴史的な町並みの保全・再生を5つの柱として、平成19年9月より、新景観政策を実施している。 新景観政策を実施して以降、京都の景観がどのように保全・再生・創造されているのか、さらに、新景観政策がどのような影響を与えているのかなどを様々な角度から検証し、継続的に政策を進化させていくこととしている。 ☐魅力ある夜間景観づくり 市民、事業者、行政が協働してより魅力的な夜間景観づくりを進めていくための誘導指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。夜間景観は一人一人の取組が大切であり、さらにそれが線や面へとつながっていくことが必要であるため、本指針を活用しながら、市民、事業者、行政で協働し取り組んでいく。 ☐地域景観づくり協議会制度 地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定しており、定められた地区内において建築等をしようとする事業者は、市への景観関係の手続(美観地区の認定や屋外広告物の許可等)に先立ち、建築等の計画内容について協議会と意見交換を行うことを義務付けている。令和7年度末時点で16地域の協議会を認定している。 【歴史的風致・基本方針との関係】京都の優れた景観を保全・再生するための景観政策をさらに進化させ運用していくことにより、歴史的建造物を取り巻く町並みの整備が進み、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。 地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を認定し、建築計画時に意見交換を義務付けることで、地域力を活用しながら、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、都市計画及び条例等の施行の状況について検討を加え、必要に応じて対応する。	
状況を示す写真や資料等		
 京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針  地域景観づくり協議会として認定した 地域の町並み (祇園町南側地区)		

評価軸(2)-2

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和7年度
		現在の状況
京町家の保全・継承に関する取組		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容	歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。 歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。 京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みの検討などを行う。
-------------	--

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で 平成29年11月に制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」において、趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるための地区や個別の京町家を指定する制度や、京町家の解体を含めた処分を検討される際に市に届出し、保全・継承に繋げる仕組みを定めた。 また、平成31年2月には、取組を総合的に推進するための「京都市京町家保全・継承推進計画」を策定し、条例に基づく地区や個別の京町家の指定、指定された京町家を対象とした改修や維持修繕に対する助成、京町家の保全・継承に係る相談・マッチング機能の強化を図るため令和7年9月から「京町家マッチング制度」と「京町家なんでも相談(専門相談)」を統合し、新たな「京町家相談員制度」へリニューアルするなど、京町家の保全・継承に向けた支援を行っている。 加えて、京町家条例をはじめとする現行施策の点検及び検証並びに実効性の高い施策の在り方について、10月に審議会から答申を受け、京都市京町家保全・継承推進計画(第2次)の策定に向けた議論を行った。 (参考)(令和8年3月末時点) ・指定地区:21地区、個別指定京町家:1,702軒(累計) ・指定京町家改修補助金交付件数:54件、個別指定京町家維持修繕補助金交付件数:7件	
--	--

【歴史的風致・基本方針との関係】京町家等は〈ハレとケのまち京都〉の歴史的風致の重要な構成要素であり、全ての歴史的風致の基盤を支える要素でもある。これらの京町家等を住まいとして活用するために必要な取組であり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・京都市京町家保全・継承推進計画(第2次)を策定し、京町家に係る実効性の高い施策を早期に推進する。 ・京町家条例に基づく個別指定及び地区指定を順次進めていく。 ・京町家の保全・継承に必要な改修工事等に係る補助制度について、補助率や補助上限額、補助対象等の拡充を行う。 ・所有者の経済的な負担等を軽減し、京町家の保全・継承を応援することを目的として、新たに応援金制度を創設する。 ・行政や公的団体、企業等が協力して京町家を保全・継承していく仕組みの構築等を目指し、公民連携による京町家の保全・継承手法の検討等を行う。 ・現在の解体届出制度が京町家の保全により有効に機能するよう、令和8年度中の京町家条例の改正も視野に入れて検討を進めていく。

状況を示す写真や資料等

個別指定京町家 指定状況

	指定日	指定件数	13	令和3年10月29日指定（京都市告示第388号）	12軒
1	平成30年9月28日指定（京都市告示第313号）	281軒	14	令和4年1月28日指定（京都市告示第549号）	35軒
2	平成30年11月20日指定（京都市告示第435号）	3軒	15	令和4年3月28日指定（京都市告示第632号）	26軒
3	平成30年12月28日指定（京都市告示第494号）	50軒	16	令和4年9月30日指定（京都市告示第380号）	26軒
4	平成31年4月17日指定（京都市告示第93号）	61軒	17	令和5年3月24日指定（京都市告示第717号）	44軒
5	令和元年6月26日指定（京都市告示第204号）	7軒	18	令和5年10月20日指定（京都市告示第389号）	47軒
6	令和元年10月10日指定（京都市告示第377号）	109軒	19	令和6年3月25日指定（京都市告示第682号）	55軒
7	令和2年1月8日指定（京都市告示第520号）	96軒	20	令和6年11月29日指定（京都市告示第532号）	30軒
8	令和2年4月3日指定（京都市告示第41号）	115軒	21	令和7年3月28日指定（京都市告示第782号）	34軒
9	令和2年8月7日指定（京都市告示第269号）	100軒	22	令和7年9月30日指定（京都市告示第409号）	53軒
10	令和2年11月18日指定（京都市告示第426号）	103軒	23	令和7年12月26日指定（京都市告示第577号）	108軒
11	令和3年2月10日指定（京都市告示第561号）	100軒	24	令和8年3月27日指定（京都市告示第756号）	123軒
12	令和3年3月31日指定（京都市告示第668号）	84軒		合計	1,702軒

指定京町家の改修事例

改修前

改修後



評価軸【2】-3

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目		評価対象年度	令和7年度
景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定			
計画に記載している内容	歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定を推進し歴史的建造物の保全・整備を推進。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付			
歴史的風致の維持及び向上を図り、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物を核とした歴史的な町並みを保全・再生していくため、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の新規指定を進めた。 また、京都市歴史的風致維持向上計画(2期)認定に伴い、重点区域が拡大し、歴史的風致形成建造物の指定件数が増える見込みであることから、歴史的建築物等の維持保全に関する専門家派遣制度も活用し、指定提案に必要な調査及び図面等の作成に係る支援を一体的に実施した。 ・令和7年度歴史的風致形成建造物、景観重要建造物の新規指定。 歴史的風致形成建造物新規指定: 21件 景観重要建造物新規指定: 2件			
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史遺産及びその周辺にある歴史的建造物を面又は点で指定し保全する取組により、地域の歴史的な様式の保全や、市街地景観の整備に繋がり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		引き続き、積極的に歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定を進める。	
状況を示す写真や資料等			
 井上清七薬房 (景観重要建造物・歴史的風致形成建造物)		 船鉾町会所 (歴史的風致形成建造物)	

景観重要建造物
(令和7年度新規指定一覧)

132	長谷川 歴史・文化・交流の家	南区	東九条東札辻町5番、5番1
133	井上清七薬房	下京区	麩屋町通仏光寺下る鍋屋町255番、255番2

歴史的風致形成建造物
(令和7年度新規指定一覧)

2-99	船鉾町会所	下京区	新町通綾小路下る船鉾町391番1
2-100	井上邸	東山区	大和大路通四条下る三丁目博多町112番
2-101	堀邸	中京区	御幸町通御池下る大文字町356番
2-102	長者湯	上京区	上長者町通松屋町西入須浜東町450番1
2-103	山本本家(住居)	伏見区	上油掛町36番
2-104	山本本家(社屋)	伏見区	上油掛町36番1
2-105	東九条・田中邸	南区	東九条東札辻町11番
2-106	七条通・中村邸	下京区	七条通猪熊東入西八百屋町155番
2-107	錦天満宮	中京区	新京極通四条上る中之町537番、538番10
2-108	總神社	北区	紫竹西南町52番1
2-109	鶴種(北川邸)	下京区	西新屋敷上之町125番
2-110	小結棚町会所(放下鉾)	中京区	新町通錦小路下る小結棚町432番、430番1
2-111	澤井醤油本店	上京区	中長者町通新町西入仲之町292番2、296番、326番
2-112	西陣・岡本邸	上京区	中立売通松屋町東入新元町222番
2-113	速水蔭源居	北区	平野鳥居前町79番、80番、81番、82番、83番
2-114	北村徳嘉帛紗店	上京区	寺之内通堀川西入東西町414番
2-115	北村邸	上京区	堀川通上立売上る竹屋町578番
2-116	亀屋伊織	中京区	二条通室町西入大恩寺町245番1、245番2
2-117	駒井家住宅	左京区	北白川伊織町55番
2-118	山科・長谷川邸	山科区	北花山山田町87番1
2-119	九条通・伊藤邸	南区	四ツ塚町55番

評価軸(2)-4

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
“京都を彩る建物や庭園”制度		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載
している内容

京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

“京都を彩る建物や庭園”選定件数(令和7年度)15件 (累計)630件

“京都を彩る建物や庭園”認定件数(令和7年度)15件 (累計)260件

選定物件一覧(公表同意をいただいているもの)は <https://kyoto-irodoru.com/> で公開。

また、選定物件の各所有者が抱える悩みや知恵を共有できる機会を提供する「所有者交流会」を、平成26年3月から毎年開催。平成26年11月には、認定物件について、文化財指定登録等を受け、更なる維持・継承の確実性を高めていくことを目的として、歴史的資産が持つ価値の保全、再生を図るための改修費の助成を行う“京都を彩る建物や庭園”ランクアップ事業を創設し、平成26年度から29年度までの4箇年で、8件の助成を行った。

平成30年度から、選定(公開物件)・認定物件の保存を支援するため、彩る建物や庭園修理事業を開始し(同制度創設に伴い、ランクアップ助成制度は廃止)、平成30年度から令和6年度までの7箇年で、110件の補助を行った(令和6年度をもって彩る建物や庭園修理事業は廃止。令和7年度からは平成30年度以前の顕彰制度の姿に)。

【歴史的風致・基本方針との関係】これまで指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけでなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進され、計画の進捗に大きく影響する。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	個人所有の物件について、相続問題や維持管理の経済的負担による消失の可能性が高いことから、歴史的建造物関連部局への情報提供や相談等により連携して対応していく。

状況を示す写真や資料等

(制度概要)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化・公表し、市民ぐるみで残そうという気運を高めるとともに、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。(京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、“京都を彩る建物や庭園”審査会で審査し、審査会で制度の要件に合致していると認められたもののうち、所有者の同意を得られたものを選定する。選定されたもののうち、審査会において特に価値が高いと評価されたものについて認定する。

令和7年度選定・認定物件



選定「AKAGANE RESORT KYOTO HIGASHIYAMA
1925」
(東山区)



認定「武田薬品京都薬用植物園展示棟」
(左京区)

評価軸【2】-5

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
まち・ひと・こころが織り成す京都遺産制度		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載
している内容

京都の地域社会、文化遺産を支える人や匠の技、精神性などに基づくテーマでまとめ、集合体として認定する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成28年1月に制度を創設した。

令和6年度には、京都遺産制度の普及・活用のため所管しているアプリ「京都遺産めぐり」に、世界遺産「古都京都の文化財」を巡るウォーキングコースを4件追加した。令和7年度はウォーキングコースの追加は行わなかったが、令和8年度以降、適宜ウォーキングコースの追加を実施していく。

【歴史的風致・基本方針との関係】文化遺産を集合体として認定することで、文化芸術を活かしたまちづくり、さらには歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

進捗状況 ※計画年度との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	観光振興、京都らしい景観まちづくりにつなげていくため、認定した文化遺産の維持、継承、活用のための情報発信、普及啓発を行っていく。

状況を示す写真や資料等

●令和6年度に追加したデジタルスタンプラリーコースの一例



評価軸(3)-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
むりんあんていえん 名勝無鄰庵庭園の整備		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成23年度～令和10年度

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 名勝無鄰庵庭園は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。現在に至るまで本格修理を実施した記録がなく、老朽化が進んでおり、このままでは文化財の価値を失うおそれがあるため、保存活用計画及び整備計画の策定、基本設計・実施設計を実施し、修理工事を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成27年度に策定した名勝無鄰庵庭園保存管理指針に基づき、維持管理を行っている。
 現在に至るまで、本格修理を実施した記録がなく、老朽化が進んでいることから、令和2年度から耐震診断を実施するとともに、保存活用検討委員会を開催し、令和3年度にかけて保存活用計画を策定した。また、令和4年度及び令和5年度は、耐震診断に関する追加調査や排水・電気インフラ等の調査を実施した。令和6年度は基本設計業務を実施した。令和7年度は実施設計業務を実施した。令和8年度は本格修理の工事を進めていく。

【歴史的風致・基本方針との関係】無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、山縣有朋が七代目小川治兵衛とともに造りあげた庭園をもつ邸宅であり、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。当該施設の整備を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用に繋がる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】母屋等が老朽化しており、本格修理に係る財源確保を図る必要がある。 【対応方針】文化庁からの補助金を確保するとともに、本市の財政状況を注視しながら一般財源を確保する。

状況を示す写真や資料等

無鄰庵(母屋からの東山の眺め)



評価軸(3)-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
京都市指定登録文化財修理等助成事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和58年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・京都市指定登録文化財(建造物)を保護し、市民の文化及び地域の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護事業を行う者に対して補助金を交付する。令和7年度は、日下部(式部)家など40件の修理事業(建造物)を実施した。 【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の重要な要素である市指定・登録文化財の修理を進めることにより、歴史的建造物の積極的な維持保全・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	傷みの進行を防ぐため早期の修理が可能なよう、配慮して事業を進める。そのため、所有者とのより一層の連携を図る。	
状況を示す写真や資料等		
市指定文化財・日下部(式部)家  修理前 ➡  修理後		

評価軸(3)-3

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
伝統的建造物群保存事業			現在の状況
			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和51年度～

支援事業名 重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助

計画に記載している内容

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために選定を行っている地区で、京都市では、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区、嵯峨鳥居本地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に選定されている。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等に関する屋根修理工事等に対し助成を行った。

・修理・修景助成: (令和7年度) 19件

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の環境を形成している産寧坂、上賀茂、祇園新橋、これらの地区の修理・修景事業を進めることにより、歴史的建造物の積極的な維持保全・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がります。京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	伝統的建造物群保存地区の町並みの保全に当たっては、これまでどおり修理・修景事業を行っていくとともに、市民、事業者、行政等の伝統的建造物群保存地区に対する意識の向上、価値を改めて認識することが必要。

状況を示す写真や資料等

伝統的建造物群保存地区内の修理・修景事例(屋根)



修理・修景前



修理・修景後

評価軸(3)-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
歴史的町並み再生事業(歴史的景観修景保全地区)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和47年度～

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容 京都市市街地景観整備条例に基づき市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区には、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っている。また、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めている。これらの地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、市街地景観整備条例に基づき歴史的景観保全修景地区内の歴史的建造物等の保全・再生に取り組んだ。

・修理・修景助成: (令和7年度) 12件

【歴史的風致・基本方針との関係】くものづくり・商い・もてなしのまち京都>の歴史的風致の環境を形成している祇園町南、宮川町、<文化・芸術のまち京都>の歴史的風致の環境を形成している祇園縄手・新門前、上京小川、これらの地区の歴史的建造物等を修理等に対して助成する取組は、京都市の7つの歴史的風致を後世に継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている地区内の建造物は約890件であるが、その中には歴史的な外観意匠が崩れているものもある。これらをいかに修理・修景に結び付けられるか、検討が必要。

状況を示す写真や資料等

歴史的景観保存修景地区内の修理・修景事例(外観)



修理・修景前



修理・修景後

評価軸(3)-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和47年度～

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容

京都市市街地景観整備条例に基づき市内8地区を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。

この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、市街地景観整備条例に基づき界わい景観整備地区内の歴史的建造物等の保全・再生に取り組んだ。

・修理・修景助成: (令和7年度)6件

【歴史的風致・基本方針との関係】<祈りと信仰のまち京都>の歴史的風致の環境を形成している本願寺東寺、<祈りと信仰のまち京都及び暮らしに息づくハレとケ>の歴史的風致の環境を形成している上賀茂郷、<ものづくり・商い・もてなしのまち京都>の歴史的風致の環境を形成している上京北野、千両ヶ辻、先斗町、<伝統と進取の気風の地>の歴史的風致の環境を形成している三条通、<京の都を育む水・土・緑>の環境を形成している伏見南浜、<京の街道とその周辺>の環境を形成している西京極原、重要界隈景観整備地域内の建築物等や界わい景観建造物の修理等に対し助成することとは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・狩るようや歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている地区内の建造物は約1,400件であるが、その中には歴史的な外観意匠が崩れているものもある。これらをいかに修理・修景に結び付けられるか、検討が必要。

状況を示す写真や資料等

界わい景観整備地区内の修理・修景事例(蔵)



修理・修景前



修理・修景後

評価軸【3】-6

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成8年度～	
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を京都市市街地景観整備条例に基づき歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物は、市内に106件あり、全て重点区域内にある。歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、市街地景観整備条例等に基づき指定した歴史的意匠建造物の保全・再生に取り組んだ。 ・修理・修景助成: (令和7年度)2件		
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の重要な構成要素である歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている建造物は106件あり、引き続き維持保全に係る支援を進めるとともに、相続税控除対象となる建造物指定(景観重要建造物や歴史的風致形成建造物)へ誘導していく。	
状況を示す写真や資料等		
歴史的意匠建造物の修理・修景事例(外壁)  修理・修景前 ➡  修理・修景後		

評価軸(3)-7

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成18年度～
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
計画に記載している内容	景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を景観重要建造物として指定している。景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、景観法に基づき指定した景観重要建造物の保全・再生に取り組んだ。
 ・修理・修景助成(歴史的風致形成建造物等との重ね指定を含む): (令和7年度)20件

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の重要な構成要素である景観重要建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている建造物の維持保全に係る支援を進めるとともに、景観上重要な歴史的建造物の指定拡大に向けた検討を進める。

状況を示す写真や資料等

景観重要建造物の修理・修景事例(塀)



修理・修景前



修理・修景後

評価軸【3】-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和7年度
項目		現在の状況	
歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成21年度～		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)		
計画に記載している内容	第7章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、歴史まちづくり法に基づき指定した歴史的風致形成建造物の保全・再生に取り組んだ。 ・修理・修景助成(景観重要建造物等との重ね指定含む): (令和7年度) 16件			
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致を形成している歴史的風致形成建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	2期計画で重点拡大し、指定件数が増えるため、助成事業の予算確保が課題。 引き続き指定建造物の維持保全に係る支援を進める。		
状況を示す写真や資料等			
歴史的風致形成建造物の修理・修景事例(涌泉寺 七面宮拝殿)			
			
修理・修景前		修理・修景後	

評価軸【3】-9

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
		現在の状況	
歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和3年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	景観重要建造物等の指定を拡大し、歴史的景観の核となる寺社・近代建築物や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図るため、寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、維持保全・活用に詳しい専門家を派遣する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
派遣件数 … 5件実施			
【歴史的風致・基本方針との関係】寺社は京都の町の宗教的文化を引き継ぐものであり、様々な祭礼等の舞台となっている。近代建築物は、京都の近代化を象徴し、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちの繋がりは、歴史的風致を代表するものである。これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりに繋げることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	維持保全・活用に詳しい専門家の確保が課題であり、関係各所と連携していく。		
状況を示す写真や資料等			



3Dスキャナーによる実測調査の様子

評価軸(3)-10

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
		現在の状況	
指定京町家改修補助金		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成30年度～		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)		
計画に記載している内容	京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)においては、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるため、地区や個別の建物を指定することとしている。京町家条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要なとなる外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
助成実績(令和8年3月末時点) ・ 指定京町家改修補助金交付件数:54件 ・ 個別指定京町家維持修繕補助金交付件数:7件 (参考) 指定地区:21地区、個別指定京町家:1,702軒(累計)			
【歴史的風致・基本方針との関係】指定された地区内の京町家や個別で指定された京町家の改修等に対して助成することにより、京都の伝統的な町並みや暮らしの文化を守り育てるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	京町家の保全・継承に必要な改修工事等に係る補助制度について、補助率や補助上限額、補助対象等の拡充を行う。(名称:京町家改修補助金)		
状況を示す写真や資料等			
指定京町家の改修事例 改修前  ➡ 改修後 			

評価軸(3)-11

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	京町家改修助成事業:平成18年度～	
支援事業名	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが実施	
計画に記載している内容	京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。まちづくり活動を推進する京町家の改修や通り景観の修景により良好な景観形成につながるものを対象に改修事業を実施する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・令和7年度は、京町家まちづくりファンド委員会(令和7年10月10日開催)での審議を経て、1件の京町家の改修と、2件の通り景観の修景を助成対象として選定した。 ・令和6年度に選定した京町家の改修工事1件、通り景観の修景工事1件に助成した。		
【歴史的風致・基本方針との関係】京町家は、＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致を形成しており、そのような物件に改修助成を行い本市の歴史的町並み再生事業と連携することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	支出(助成額)と収入(寄附金等)の均衡による継続的な事業実施が課題であり、寄附拡大のため、引き続き寄附付き商品の開発及び個人・法人による寄附の拡大に取り組んでいく。	
状況を示す写真や資料等		
京町家まちづくりファンド 令和6年度選定改修事例		
 竹中庵の京町家3軒 改修前 ➡  竹中庵の京町家3軒 改修後		
 昭和小路 ココナガヤ 改修前 ➡  昭和小路 ココナガヤ 改修後		

評価軸【3】-12

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
		現在の状況	
木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間 平成19年度～			
支援事業名 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業R3～R7)、市単独事業			
計画に記載している内容	住宅の用途に供されている京町家(伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年(1950)以前に建築されたもの)等について、京都らしい伝統的な町並みを保全し、都市住居文化を支えるすまいとして住み継ぐため、構造の特徴に適した耐震診断手法により、地震に対する安全性を評価する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
<派遣件数> ・耐震診断:379件 うち京町家179件 ・京町家基本計画作成:67件			
【歴史的風致・基本方針との関係】京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年度との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		・課題:耐震診断後、耐震改修の実施に至らない場合が多い。 ・対応方針:耐震診断を実施した市民等に対し、事業者等と協働して、耐震化の働きかけを行う。	

状況を示す写真や資料等



耐震診断 無料

京都市が登録する耐震診断士をあなたの家に派遣します!

改修の進め方まで説明!

申込期間
2025年 4/7(金)～12/26(金)

対象の建物
京都市内にある木造の
一戸建て住宅
長屋または共同住宅

木造住宅
昭和56年5月31日以前に建築された一級的な構造の建物(3階建て以下)
※新設は、京町家基本計画作成後ぜひご利用ください(基本方針第2条)

京町家
昭和25年11月22日以前に伝統的な構法で建築された建物(2階建て以下)

対象者
対象建物の所有者
または居住者(予定を含む)

申込方法
ネット申込、郵送またはFAX
※二次コードから専用フォームにアクセス!
※郵送またはFAXの場合は、表裏の申込用紙を送付ください(ご住所を明記してください)
※郵送用紙は、申込みから約2週間後に発送します(送付先住所の誤り、住所不明の場合はお問い合わせください)

京都市 耐震診断 でお申し込み!

事業チラシ(令和7年度)



京都市木造住宅耐震診断士等派遣申込書

申込書提出(第11条、第14条第2項) 申込日 年 月 日

申込区分
☐ 耐震診断
☐ 耐震改修の基本計画
☐ 耐震改修の補助金
☐ 耐震改修の補助金
☐ 耐震改修の補助金

申込者
 氏名 区 分
 住所 区 分
 電話番号 区 分
 所在地 区 分
 築年数 年 築年数 階数 築年数 階数
 住居形態 一戸建ての住宅 長屋(戸) 共同住宅(戸)
 利用形態 専任住宅 店舗等を兼ねる住宅(一部は部分の床面積が延べ面積の1/2以下)
☐ 空き家(自己予定に転用)

要件の確認
☐ 条件に該当しない場合、申込書に添付する耐震診断士等派遣申込書に添付してください。
☐ 条件に該当する場合は、申込書に添付する耐震診断士等派遣申込書に添付してください。

調査日の希望
 第1希望(月 日) 第2希望(月 日) 第3希望(月 日)
 ※ 申込日から3週間以内の日を記入ください ※ 土日祝可

耐震改修の予定
☐ 予定あり ☐ 結果を見て考える ☐ 今のところ考えていない

診断士の指名
☐ あり(氏名) ☐ なし

申込の受付
 受付時間 午前9時30分～午後5時
 受付場所 京都市庁舎1階(京都市庁舎1階)

お問い合わせ先
 電話 075-744-1631
 FAX 075-744-1637

申込書提出先
 〒600-8127
 京都市庁舎1階(京都市庁舎1階)

申込書提出先
 〒600-8127
 京都市庁舎1階(京都市庁舎1階)

京都市木造住宅耐震診断士等派遣申込書(令和7年度)

評価軸【3】-13

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成24年度～

支援事業名 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業R3～R7), 市単独事業

計画に記載している内容 耐震性が確実に向上する工事や防火改修工事をあらかじめメニュー化し、住宅の用途に供されている京町家の所有者等に対し、メニューに該当する耐震・防火改修工事に要する費用の一部を助成する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

助成件数:541件 うち京町家166件

【歴史的風致・基本方針との関係】京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるのと同時に、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・課題:京都市建築物耐震改修促進計画(以下「計画」という。)に基づき、住宅・建築物の耐震化をより一層促進するための取組が必要。 ・対応方針:計画に掲げる取組(地域ぐるみの普及啓発の取組等)を引き続き推進する。 状況を示す写真や資料等

「まちの匠・ぶらす」耐震・防火改修支援事業

今年こそ、すまいの耐震化!

補助します 工事費を

期間限定 「まちの匠」がより利用しやすく!

令和7年度 2025年4月14日(月)～2026年1月31日(土)

本格改修 最大200万円 木造住宅 屋根の軽量化など
簡易改修 最大40万円

最期のちを歩る

京町家 土台や柱の修繕など
本格改修 最大300万円
簡易改修 最大60万円

075-744-1631

安心すまいセンター MIRAKO ANSHIN SUPAI CENTER

京都市 京都市 まちの匠 Qで検索

事業リーフレット表紙(令和7年度)

地震や火災から、京の地域・すまいをを守る

「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

対象の建物 京都市内にある木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅
※店舗等との併用住宅(居住部分と店舗等が併用された1/2以上が京町家)を含む

木造住宅 昭和56年5月31日以前に竣工 京町家 昭和25年11月22日以前に竣工

対象者 建物の所有者または居住者(予定を含む)
※京町家の場合は、竣工済みのもの

申請期間 2025年4月14日(月)から2026年1月31日(土)まで

申請方法 京安心すまいセンターへ必要書類を持参または郵送

※詳細は、本取組を申請するすまいセンターで配布の「申請の手引」をご覧ください
※すでに工事契約または施工している建物は対象外です

1 交付申請 交付申請書類の提出 → 2 交付決定 工事契約・計画・着工 → 3 完了報告 完了報告書の提出 → 4 交付額決定 補助金の請求受取

問合せ・申請先 京安心すまいセンター MIRAKO ANSHIN SUPAI CENTER

電話 075-744-1631 相談時間 午前9時30分～午後5時
FAX 075-744-1637 保証日 火曜・水曜・木曜
相談時間 午前9時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日は受付不可)

※京町家は、京町家認定制度に基づき、京町家認定を受けた建物に限り、本取組の対象となります。京町家認定の詳細は、京町家認定制度のパンフレットをご覧ください。

※京町家認定制度の詳細は、京町家認定制度のパンフレットをご覧ください。

あわせて利用できる制度があります

耐震無料相談会 京町家・木造住宅の耐震化に関する相談会を開催しています。お気軽にご参加ください。

問い合わせ先 京都市 京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業 担当 〇〇〇

075-744-1631

事業リーフレット裏表紙(令和7年度)

評価軸(3)-14

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目	現在の状況	
空き家対策推進事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成26年度～	
支援事業名	防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業(提案事業))	
計画に記載している内容	平成26年(2014)4月1日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
(令和7年度実績) ・地域主体の空き家対策取組学区 223学区(令和7年度末までの累計) ・地域の空き家相談員 269名登録(令和7年度末時点) ・空き家活用・流通支援専門家派遣制度 108件派遣 ・各区・支所における不動産(空き家等)活用相談窓口 185件相談 ・危険な空き家等への指導 勧告予告:335件 勧告:160件 命令予告:1件 行政代執行:1件		
【歴史的風致・基本方針との関係】京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながる。京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	課題:権利関係が複雑化していることが原因で、空き家の活用等が進まない場合がある。 対応方針:専門家と連携の上、空き家の所有者調査及び権利関係の整理の促進を実施する。	
状況を示す写真や資料等		
行政代執行の事例  代執行前 ➡  代執行後		

評価軸【3】-15

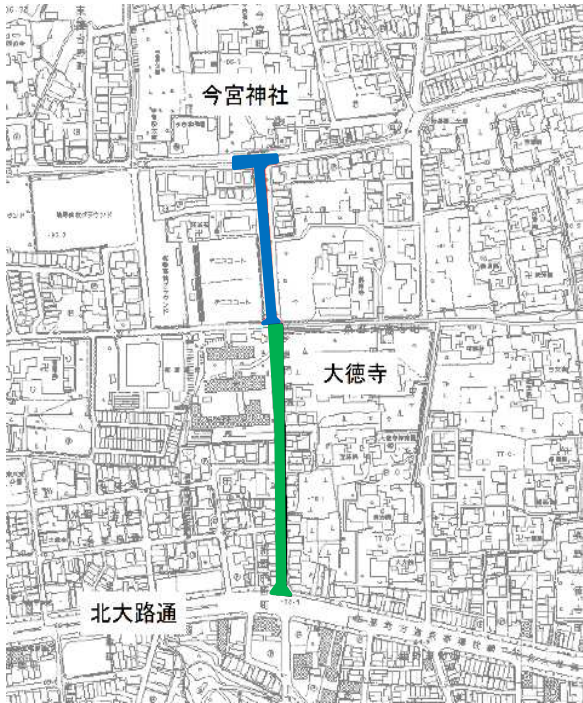
歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度 現在の状況
京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間 平成26年度～			
支援事業名 市単独事業			
計画に記載している内容	「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」(平成24年(2012)制定、平成25年(2013)改正)の活用に当たっては、保存しながら使い続けるための建築計画や、建築物の安全性向上、維持管理に関する計画を記載した「保存活用計画」を作成することとしており、歴史的建築物の所有者に対し、保存活用計画作成に要する費用の一部を助成する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
これまで、江戸末期の京町家を大学のキャンパスとして用途変更・増築した事例や、昭和初期の小学校の校舎をホテルとして用途変更・増築した事例など、計30件(令和7年度末時点累計。うち、令和7年度は2件)について、建築物の価値を継承しつつ、保存活用した。 平成26年には、条例の活用促進を目的に、条例活用の際に必要な「保存活用計画」の作成費用の一部を助成する制度を創設した(令和5年度は補助事業を休止している)。また、平成29年には、京町家の浴室・便所等の水回りの増築や用途変更などの保存活用をさらに促進するため、標準的な規模の京町家に係る手続の合理化を目的に、建築基準法を適用除外する際の技術的基準(建築審査会の包括同意基準)を全国で初めて制定した。その結果、歴史的建築物の保存活用が推進された。 【歴史的風致・基本方針との関係】 歴史的建築物を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に基づき活用していくことができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の保全・継承・活用につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		制度の対象となる建築物の数と比較すると、活用件数が少ない状況であるため、関係部署や業界団体と連携を深めつつ、更なる制度の普及啓発に取り組んでいく。	
状況を示す写真や資料等			
適用事例(祇園甲部歌舞練場 R4.11建物工事完了)			
			
改修前 外観		改修後 内部	
適用事例(郭巨山町会所 R4.6工事完了)			
			
改修前 外観		改修後 外観	

進捗評価シート		(様式1-3)
評価軸【3】-16 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項		
項目		評価対象年度 令和7年度 現在の状況
京町家マッチング制度 (京町家相談員制度)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	不動産業者・建築関連業者(設計・施工等)等の団体と市が連携し、京町家の所有者や居住者等に対し、京町家の保全・継承に係る相談や活用希望者とのマッチングを行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・京町家相談員 登録区分: 9(宅建士・大工・建築士・税理士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・弁護士・司法書士・行政書士) 登録相談員: 110名(令和7年度末時点) ・相談件数 なんでも相談総数: 604件 (うち、専門相談数 69件)		
【歴史的風致・基本方針との関係】京町家の活用は、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の保全・継承・活用につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	京町家の所有者等へのポスティング等により、制度の周知と利用を図る。 京町家相談員と意見交換を行い、所有者等への相談対応の充実を図る。 相談員のレベルアップのため、スキルアップ研修等を行う。	
状況を示す写真や資料等		
京町家相談員制度(専門相談)を利用して 継承された事例①  国登録有形文化財の京町家を相続し、保全するために賃貸活用したいと相談された。 宅建士や大工による専門相談を実施し、改修のうえ現在は飲食店として活用されている。		
京町家相談員制度(専門相談)を利用して 継承された事例②  大型の京町家を受け継ぐことになるが、維持していけるか不安とのことから相談された。 宅建士や税理士、大工による専門相談を実施し、京町家の価値や維持コスト、相続に関する情報もお伝えし、補助金を活用するうえ改修工事が行われ継承されることとなった。		

評価軸【3】-17

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目	現在の状況	
歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	歴史的観光資源高質化支援事業・市単独事業	
計画に記載している内容	京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年(2018)10月から景観政策を充実させたところであり、京都市眺望景観創生条例に視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち本市が管理する道路を対象に、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行っている。こうした市内全域にわたって歴史的な町並みの魅力を高める取組により、文化的な関心が高い外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、清水・嵐山・伏見稲荷など特定の観光地に集中する外国人観光客の分散化及び市内各地への周遊促進を図る。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
大徳寺周辺(今宮門前通)の設計業務が完了。		
【歴史的風致・基本方針との関係】 寺社周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み景観全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並みの保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行う。R8年度は、大徳寺周辺(今宮門前通)の車道部の石畳風舗装を予定している。	
状況を示す写真や資料等		
 今宮神社 大徳寺 北大路通 箇所図 ☒ : R7年度 設計業務完了範囲 ☐ : R9年度以降 工事予定範囲(歩道・車道) ☒ : R8年度 工事予定範囲(車道)  今宮門前通  完成イメージ		

評価軸【3】-18

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成28年度～

支援事業名 市単独事業、歴史的観光資源高質化支援事業

計画に記載している内容 石畳風アスファルト舗装等による道路のリニューアルを実施し、周辺にお住まいの方々や、訪れる観光客が安全で快適に通行できる通行環境と「おもてなしの心」を表す良好な道路空間を創出する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

嵯峨緯66号線(L=380m)、嵯峨経205号線(L=193m)における石畳風舗装工事を一部実施。

【歴史的風致・基本方針との関係】

世界文化遺産等の周辺は、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、良好な道路空間の創出により、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出を進める。R8年度は、嵯峨緯66号線、嵯峨経205号線、大原23号線、上賀茂山端線で石畳風舗装を予定している。

状況を示す写真や資料等

嵯峨緯66号線



整備前

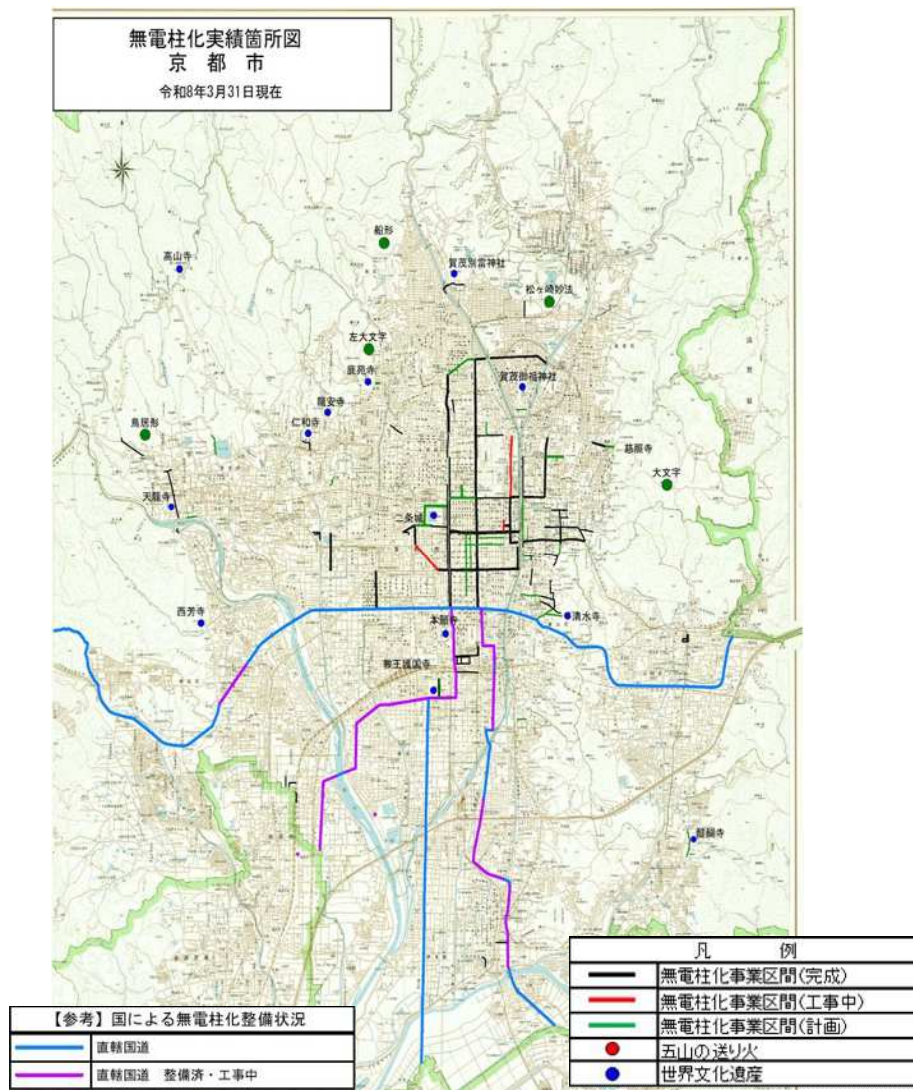


整備後

評価軸(3)-19

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
		現在の状況	
無電柱化等事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	銀閣寺:平成21年度～令和3年度、先斗町:平成27年度～令和3年度、河原町通:平成30年度～		
支援事業名	防災・安全交付金(道路事業)、無電柱化推進計画事業補助制度		
計画に記載している内容	幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など)について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和7年度は、河原町通等の幹線道路において、引き続き電線類を地中化する電線共同溝工事を実施した。 また、景観にとりわけ配慮する地区の無電柱化の実施に向けて設計等を実施している。			
【歴史的風致・基本方針との関係】 世界遺産周辺や伝統的建造物群保存地区周辺はく祈りと信仰のまち京都>やく暮らしに息づくハレとケのまち京都>の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、無電柱化を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		現在、計画どおり進捗している。 引き続き、無電柱化候補路線中、諸条件が整った路線から無電柱化を推進していく。	
状況を示す写真や資料等			



評価軸【3】-20

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
高瀬川再生プロジェクト		☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和2年度～

支援事業名 市単独事業・観光資源高質化支援事業・都市構造再編集集中支援事業

計画に記載している内容 将来にわたって、高瀬川を保全していくため、河道の美装化を実施し、常に一定水量を確保するよう平成22年度から高瀬川再生プロジェクトを実施している。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和7年度は、五条通～七条通南の区間の一部について、護岸工事を実施した(令和7年度事業完了)。

【歴史的風致・基本方針との関係】

市民に水辺の憩いと潤いをもたらし、＜千年の都を育む水・土・緑＞の歴史的風致を形成している。高瀬川の保全が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】 整備に際し、地元等の意見を丁寧に聴いて進める必要がある。 【対策方法】 高瀬川フォーラムの開催やアンケートを実施することにより、地元等との合意形成を図る。

状況を示す写真や資料等



事業位置図



整備前
(六軒橋下流)



整備後
(六軒橋下流)

評価軸【3】-21

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和元年度～

支援事業名

計画に記載
している内容

史跡山科本願寺跡及び南殿跡については、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和3年4月に開園した史跡山科本願寺跡公園の北側及び北東側の敷地を追加指定し、令和5年度にその一部について補償調査と不動産鑑定を実施した上で、令和6年度に公有化した。今後予定地全体を公有化したのち、公園整備事業を開始する。

【歴史的風致・基本方針との関係】

屈曲する土塁・堀に囲まれた中世寺内町という全国でも特異な史跡の特徴と価値を有しており、＜京の街道とその周辺＞の歴史的風致を形成しており、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。

状況を示す写真や資料等



整備予定地



評価軸【3】-22

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和5年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容
 史跡平安宮跡(豊楽院跡)については、平安宮の中核施設であることから、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

整備に向けて、逐次公有化を進めており、令和5年度に対象地の一つについて補償調査と不動産鑑定を実施した上で、令和6年度にその公有化を実施した。

【歴史的風致・基本方針との関係】

平安京遷都から千年の時を超えて我が国の都であった京都において＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致を形成しており、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。

状況を示す写真や資料等


☒ 史跡指定範囲

☐ 保存を要すべき範囲(公有化可能性範囲)

0 50m

事業実施範囲

評価軸【3】-23

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
名所説明立札等充実整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	国内外からの観光客の受入環境整備や、隠れた観光資源に焦点を当てることによる観光客の市内各所へ分散化に加え、市民が地域への誇りを高め、京都の魅力を再認識することを目的に、多言語で史跡や寺社等の由緒や見所等を発信している名所説明立札の維持管理等を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
市内各所への誘客、分散化を目的に地域の人しか知らない魅力ある観光名所の由緒や見所を説明した名所説明立札(駒札)を約680か所以上設置しており、駒札の老朽化や破損に対応した修繕を行った。 ※令和7年度実績 修繕・再設置54基		
【歴史的風致・基本方針との関係】 これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の7つの歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。	

状況を示す写真や資料等

住吉神社(下京区)建替



評価軸【3】-24

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全(デザインレビュー制度の運用等)		現在の状況
		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 世界遺産をはじめとする寺社や御苑、離宮、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、景観デザインレビュー制度を実施するとともに、「景観情報共有システム」の運営を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

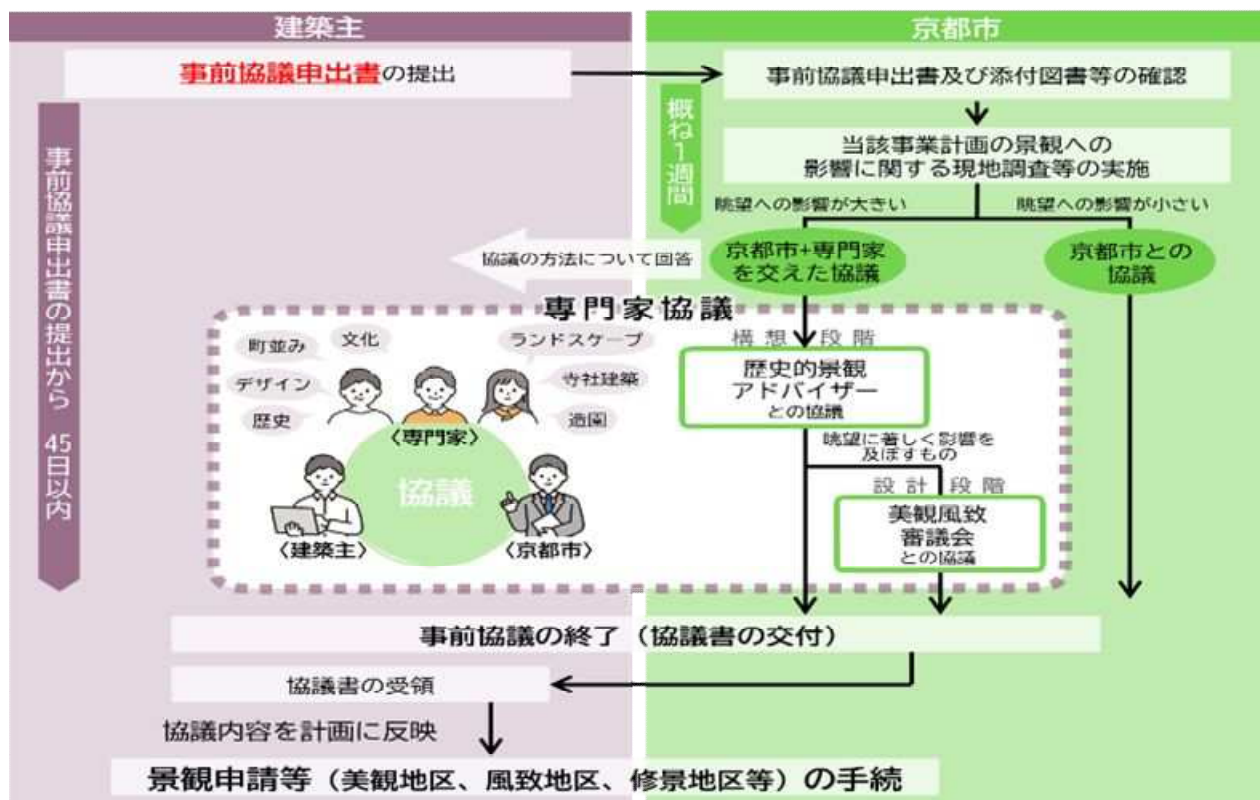
眺望景観創生条例に基づく事前協議(景観デザインレビュー) … 72件実施

【歴史的風致・基本方針との関係】

寺社は、＜祈りと信仰のまち京都＞＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致を形成しており、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちのつながりは、歴史的風致を代表するものである。これらの価値を市民と共有し、地域特性を生かした良好な建築計画の誘導を図ることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、事前協議を実施する。

状況を示す写真や資料等



事前協議(景観デザインレビュー)フロー図

項目	評価対象年度	令和7年度
屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡易除却		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和31年～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行うとともに、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

□屋外広告物に関する令和7年度の取組

京都にふさわしい広告景観を形成するため、平成24年度から屋外広告物対策を抜本的に強化し、屋外広告物制度の定着促進、是正のための指導の強化と支援策の充実、京都にふさわしい広告物の普及促進を3つの柱として取り組んできた結果、取組前、市内に表示される屋外広告物の約7割が違反状態にあったが、令和7年度末時点で、99.3%の適正表示率となった。また、市内中心部等でのパトロール時の目視調査による適正表示率も99%を超えており、市内の屋外広告物の多くが条例の趣旨に沿った適正な表示となっている。

①景観支障のある案件の解消(更なる適正化の取組)の推進

景観支障のある案件については、引き続き、是正指導に取り組み、平成24年度に約32,000件あった違反屋外広告物のうち、残る違反案件は、令和7年度末時点で約300件まで減少している。また、市内中心部、主要駅、歴史遺産周辺等でのパトロールや、市民等からの通報等により新たな違反広告物を確認した際は、速やかな是正指導を行っており、同パトロールでの目視調査で把握した適正表示率も99%を超えている。

②京都にふさわしい広告景観を創出する屋外広告物の普及・誘導

令和4年度から広告景観づくり補助金交付制度を休止。令和8年3月に「京の景観ガイドライン(広告物編)」を全面改訂した。ガイドラインには、規制や制度の説明に加えて、魅力ある広告景観づくりに必要な視点やデザインのコツ、配慮事項等を新たに盛り込み、京都にふさわしい良好な広告景観の維持と共に、更なる魅力ある屋外広告物の普及、誘導を図っていく。

③屋外広告物の簡易除却

パトロール及びボランティアの協力により、約1,700枚の違反はり紙・はり札を除却した。

【歴史的風致・基本方針との関係】地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。
状況を示す写真や資料等	

屋外広告物の簡易除却における ボランティア協力事例



ガイドライン周知リーフレット (令和8年3月発行)



評価軸【3】-26

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
ウッド・チェンジ推進事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和5年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 市内産木材を利用した建築物の木造・木質化を支援する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

昨年度に引き続き、建造物の木造・木質化を支援する。

【歴史的風致・基本方針との関係】

平安建都以来、適材適所で木を暮らしに取り入れ、木を使った建築や町並みが多く残る「木の文化首都・京都」において、市内産木材を使った建築物の木造・木質化を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承する上で重要であり、長い年月をかけて形成されてきた歴史的町並み景観を保全・向上することに加え、木材利用を通じた森林の適正な維持管理の促進により、伝統文化や産業、観光にも影響を与えてきた京都の基盤でもある美しい森林景観の保全にもつながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。

状況を示す写真や資料等

令和7年度に補助金を活用した木質化事例



歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
雨庭整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和元年度～	
支援事業名	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業、市単独事業	
計画に記載している内容	雨水を一時的に貯留しゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間「雨庭」を、京都の作庭技術を活かして市内に整備する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・西大路三条交差点に雨庭を整備(整備面積:22m²、雨水貯留量:2.4m³) ・阪急桂駅西口に雨庭を整備(整備面積:98m²、雨水貯留量:13.0m³)		
【歴史的風致・基本方針との関係】 京都の伝統文化の一つである作庭技術は、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を形成しており、本市が進めている雨庭整備は、こうした作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	整備後の日常管理について、地域や沿道等の住民に協力を求め、理解を得る必要がある。	
状況を示す写真や資料等		
雨庭整備   西大路三条交差点   阪急桂駅西口		

評価軸【3】-28

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
景観形成推進事業		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成19年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 新景観政策の推進にあたり、継続的に施策を検証し、市民や事業者への周知及び意見交換を実施している。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

本市では、平成19年9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成22年度末に、景観政策検証システムを構築している。このシステムは、「計画—実施—検証—改善のPDCAサイクル」により景観政策を持続的に検証することを目的に、①景観政策を検証し、その結果を「京都市景観白書」として作成して市民等に周知する仕組み、②市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組みにより構成されている。

①「京都市景観白書」について

平成22年度以降、5年ごとに京都市景観白書を発行しており、その間の年度については、掲載されているデータや写真、取組等を更新した「京都市景観白書データ集」を発行している。

＜発行年月＞

- ・平成23年3月「平成22年度京都市景観白書」
- ・平成28年3月「平成27年度京都市景観白書」
- ・令和3年3月「令和2年度京都市景観白書」
- ・令和8年3月「令和7年度京都市景観白書」

②市民や事業者の皆様との意見交換

平成24年3月に「平成23年度京都市景観市民会議」を開催し、平成25年度以降は毎年「京都市景観市民会議」を開催することで、市民や事業者の皆様と意見交換を実施している。(令和3年度から令和6年度まで休止していたが、令和7年度から再開。)

【歴史的風致・基本方針との関係】

京都の景観を守りながら、未来に向けて優れた文化を創造し続けるため、景観政策を持続的に検証していくことにより、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	令和7年度は、景観白書の発行及び景観市民会議を開催。 令和8年度は、景観白書データ集を発行予定。

状況を示す写真や資料等



令和7年度 京都市景観白書

令和3年3月
京都市
CITY OF KYOTO

令和7年度京都市景観白書



令和7年度京都市景観市民会議の様子

評価軸【3】-29

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
		現在の状況
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成18年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 歴史的都心地区を中心とした「まちなか」で四条通の歩道拡幅と公共交通優先化等を推進。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・四条通歩道拡幅工事完成(平成27年10月末)
 ・平成30年度は地上機器の移設及び美装化を完了(これをもって四条通歩道拡幅事業完了)。
 <効果>
 ○四条通の歩行者交通量
 整備後9年の歩行者交通量(令和5年11月～令和6年10月)は整備前(平成25年11月～平成26年10月)と比べて9.7%増加
 ○車両交通量
 四条通は約4割減、周辺の幹線道路も1～2割減少
 ○アンケート調査では、約8割の人が整備前と比べて「歩きやすくなった」と回答

【歴史的風致・基本方針との関係】

祇園祭の山鉾が巡行するなど歴史ある四条通の景観に配慮した舗装等を行うことで、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

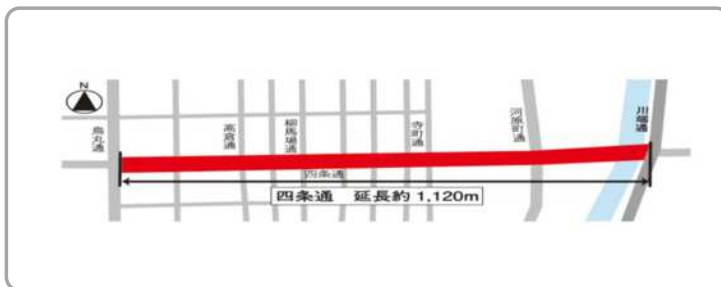
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・整備後の四条通におけるエリアマネジメントの推進 ・四条通とその周辺細街路における通過交通の流入抑制の推進 ・歩道拡幅に伴う効果検証

状況を示す写真や資料等

●四条通の歩道拡幅の概要

市内最大の繁華街である四条通(烏丸通～川端通間)で
 公共交通優先化と歩行空間の創出を図るため
 4車線を2車線化し歩道を拡幅

平成24年 1月 都市計画決定
 平成26年 11月 整備工事着手
 平成27年 10月 整備工事完了



●整備前写真



●整備後写真



●主な整備項目



●四条通整備後の効果検証・影響検証

■車道の状況(平成18年比)

- ・四条通(堀川通～川端通)の交通量…約4割減少
- ・四条通周辺の幹線道路の交通量…約1～2割減少

※平成27年11月に実施した交通量調査による。

●学会賞等の受賞

- 多角的な視点からの評価を受け、
 3つの表彰を受賞
- ・国際交通安全学会賞(業績部門)
 - ・日本都市計画学会賞(石川奨励賞)
 - ・土木学会賞(技術賞)
 - ・全国街路コンクール(会長賞)



【四条河原町交差点に設置した記念碑】

評価軸【3】-30

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
観光地交通対策		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成13年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地域で平成13年度から、東山地域で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

秋の観光シーズンに京都府警察等の関係機関と連携の下、臨時交通規制等の交通対策をパークアンドライドと併せて実施し、交通の円滑化と安全な歩行空間を創出した。

【歴史的風致・基本方針との関係】

交通対策の取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、秋の観光ピーク期に、嵐山・東山の2地区において、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携し、臨時交通規制等の交通対策を実施する。

状況を示す写真や資料等

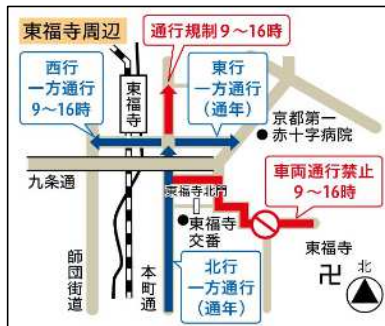
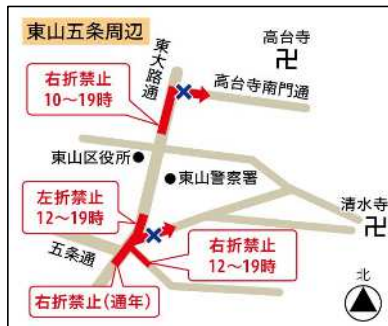
【嵐山】



【嵐山地区】

臨時交通規制(歩行者専用道路規制)の様子

【東山】



【東山地区】

東山五条交差点における臨時交通規制の様子

評価軸【3】-31

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和42年度～

支援事業名 古都保存事業(R5～R9)、市単独事業

計画に記載している内容

- ・「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内の現状変更不許可となった土地の所有者から買入れ申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものに対して買入を実施。
- ・歴史的風土特別保存地区内において歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備。
- ・古都法第12条に基づき、買入地の歴史的風土を維持保存するため、適正に管理する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

【土地買入事業】

約0.4haの買入れを実施。(歴史的風土特別保存地区指定面積は約2,861ha、昭和42年度からの買入地の総計は令和7年度末で約289.5ha(指定面積の約10.1%))

【施設整備事業】

嵐山地区内において森林整備のための毎木調査等を実施(約2.8ha)

【維持管理事業】

- ・買入地において樹木の剪定、除草、立入防止柵の修繕、清掃等を実施。
- ・病害虫による被害木の伐倒駆除等(令和7年度末実績:松くい虫被害木駆除81本、カシノナガキクイムシ治療・脱出防止・未然防止対策・伐倒駆除 37本)を実施。
- ・使用許可や無償管理協定等の契約により植生等管理や施設管理を行っている。

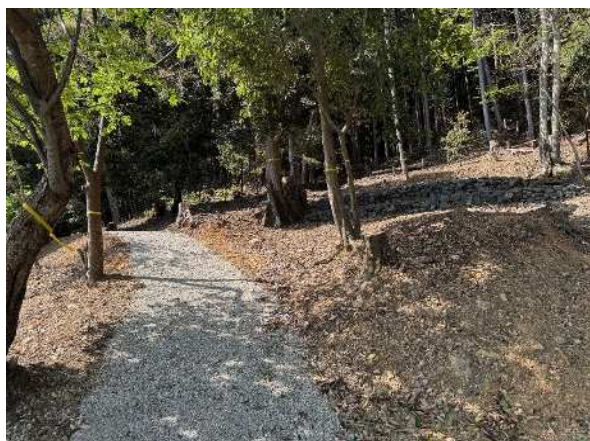
以上の取組により、歴史的風土の保存と再生が図られた。

【歴史的風致・基本方針との関係】

交通対策の取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年度との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森林整備を推進していくために、小倉山における森林再生等の取組等をとおして活動に関わる組織づくりや活動を支える人材育成のあり方などを検証・構築し、森林景観づくりの輪を三山全体に広げ、全市的な森林景観づくりの機運を高めていく。

状況を示す写真や資料等



嵐山地区における森林再生工事(施設整備事業)



嵯峨野地区における樹木剪定(買入地維持管理)

評価軸【3】-32

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
横断防止柵等への間伐材活用事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成21年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 間伐材を利用した道路付属物等の設置。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

京都御所周辺において、間伐材を使用した転落防止柵を設置した。(L=345m)

【歴史的風致・基本方針との関係】

世界文化遺産や観光地等の周辺において、市内産木材の間伐材を利用した横断防止柵等を設置することは、森林に適正な維持管理につながるとともに伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、間伐材を活用した転落防止柵設置の検討を行う。

状況を示す写真や資料等



整備前



整備後

評価軸【3】-33

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
「京都伝統文化の森」推進事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成19年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 東山風景林を活動拠点として、市民や法人等と協働しながら、増え過ぎたシイの伐採や適地適木の植栽等による森づくり等を展開し、京都に根付く貴重な歴史的・文化的資産の継承と自然力・文化力・人間力の再創造を目的に活動する団体へ運営経費を補助している。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

<令和7年度実績>

森林整備・景観対策事業

・将軍塚の森づくり(参加者数:13名)

・清水山の森づくり(参加者数:21名)

・東山風景林相改善事業

・キクタニグクの咲く菊溪の森づくり
(参加者数:60名(2日間延べ))

文化的価値発信事業

・公開セミナー「日本は木の文化?西欧は石の文化?」(参加者数:26名)

・公開セミナー「災害を斬る(さぐる)!科学と妖怪」(参加者数:29名)

・公開セミナー「戦国時代の嵐山城跡と松尾山古墳群の見学」(参加者数:13名)

・公開セミナー「命の根源を守る～京都の山と水のまつり～」(参加者数:47名)

【歴史的風致・基本方針との関係】

森づくりを支援することは、森林の適正な維持管理につながるとともに伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	新たな資金源の確保が喫緊の課題であることから、他団体との連携取組の推進により知名度の向上及びサポーターの拡充を図る。

状況を示す写真や資料等

森林整備・景観対策事業実施状況

キクタニグクの咲く菊溪の森づくり



清水山・将軍塚の森づくり



東山風景林林相改善事業



文化的価値発信事業実施状況

公開セミナー



評価軸【3】-34

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
		現在の状況	
地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	

事業期間 平成30年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容

世界遺産をはじめとする寺社や御苑、離宮、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、まちの成り立ち等をまとめた「歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)」に地域特有の情報を反映するための取組を進める。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

事前協議(景観デザインレビュー)制度の対象地域となる、世界遺産をはじめとする27箇所の寺社や御苑、離宮等の周辺において、歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、街の成り立ち等を分かりやすくまとめた「歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)」資料を作成し、ホームページや景観政策課窓口にて公開している。

さらに、地域との協働による景観づくりを進めるため、地域住民が大切に継承してきた歴史や文化、地域として大切に守っている歴史的資産や景観等、地域ならではの情報をプロフィールに反映する取組としてプロフィール協働版を作成している。プロフィール協働版は、27視点場のうち、14視点場(11学区)で作成済みである。

令和7年度は、待鳳学区(大徳寺)でプロフィール協働版の作成の取組を行った。

【歴史的風致・基本方針との関係】寺社は、〈祈りと信仰のまち京都〉の歴史的風致において、京都の町の宗教的文化を引き継ぐもので、〈暮らしに息づくハレとケのまち京都〉の歴史的風致において、様々な祭礼等の舞台となっており、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちの繋がりは、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりにつなげることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	27視点場すべてのプロフィール協働版作成に向け、地域の皆様との協働により取組を進めていく。

状況を示す写真や資料等



プロフィール協働版 待鳳学区(大徳寺)

評価軸【3】-35

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
		現在の状況	
地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和3年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	地域の個性を活かした魅力ある景観まちづくりを一層推進するため、協議会制度の普及啓発を図るとともに、各地域への専門家の派遣等、制度の活用及び地域活動の充実にに向けた支援を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
☐地域景観づくり協議会制度 平成23年度以降、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定しており、定められた地区内において建築等をしようとする事業者は、市への景観関係の手続(美観地区の認定や屋外広告物の許可等)に先立ち、建築等の計画内容について協議会と意見交換を行うことを義務付けている。令和7年度末時点で16地域の協議会を認定している。 ☐地域の特性に応じた住民主体の景観づくりの支援 地域の個性を生かした多様な主体の参画による景観づくりを推進していくことを柱の1つに掲げ、景観への意識醸成や地域ごとの景観特性の共有、また地域のニーズや将来像に応じてルールづくり等の支援を行っている。 ○「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援 地域景観づくり協議会制度を活用し、景観まちづくりを進めている地域の集まりである「京都市地域景観まちづくりネットワーク」では、参加地域が互いに交流することを主な活動としており、本市及び景観整備機構がその支援を行っている。 令和7年度は、定例会をおおよそ3箇月に1回開催し、各地区の近況報告等を行った。 ○景観まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援(令和7年度実績) ・祇園新橋景観づくり協議会に専門家を派遣し、地域にふさわしい広告景観の在り方の検討を支援 ・鳥居本町景観まちづくり協議会に専門家を派遣し、地域の課題把握やこれからのまちづくりに向けた取組を支援 ・嵐山まちづくり協議会に専門家を派遣し、地域にふさわしい広告景観の在り方の検討を支援			
【歴史的風致・基本方針との関係】京都では、多くの地域で、昔から住民自治の伝統があり、地域による活発な自治活動が行われ、また、それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。 こうした地域において、景観づくり協議会制度を活用した地域の特性に応じた住民主体の景観づくりを行うことで、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		引き続き、地域の個性を活かした魅力ある景観まちづくりを一層推進するために、地域ごとに将来像やまちづくりの方針等をビジョンとしてまとめ、共有し、ビジョンの実現に向けた取組を推進していくまちづくりのプロセスを支援する。	
状況を示す写真や資料等			
資料なし			

評価軸【3】-36

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
		現在の状況	
官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成23年度～		
支援事業名	・H23 都市環境改善支援事業(国土交通省) ・H24 民間まちづくり活動促進事業(国土交通省) ・H24～27 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(国土交通省) ・H28～地方創生推進交付金(内閣府)		
計画に記載している内容	「岡崎地域活性化ビジョン」の推進のための官民地域連携のエリアマネジメント協議会による魅力創出事業、情報発信等。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、多くの市民・関係者の連携の下で岡崎地域の資源を活かした魅力創出事業や総合的な案内・情報発信に取り組んでいる。 (魅力創出事業) ・「地図で読む 京都・岡崎年代史」の販売。(販売実績 491冊) ・「岡崎さくら回廊十石舟めぐり」の開催。(令和8年3月20日～4月15日) ・その他、エリア内で実施される、施設・事業者間の取組を積極的にコーディネート。 (総合的な案内・情報発信) ・岡崎の総合情報パンフレット「岡崎手帖」(2026)の発行(部数 6万部) 【歴史的風致・基本方針との関係】岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴するく伝統と進取の気風の地との歴史的風致を形成しており、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		自走化に向け施設等間連携を確実・強固にし、更には官民連携を進めながら、持続可能な形で地域が一体となった広がりのある取組を進める。	
状況を示す写真や資料等			
			
岡崎手帖 2026		「地図で読む 京都・岡崎年代史」	

評価軸【3】-37

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
西陣を中心とした地域の活性化		現在の状況 □実施済 ■実施中 □未着手

事業期間 平成30年度～

支援事業名 ・H31～R4地方創生推進交付金(内閣府)、R5デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府)
・市単独事業

計画に記載している内容 西陣織をはじめとした伝統産業、伝統文化・伝統芸能、織屋建ての京町家をはじめとした歴史的な町並みなど、西陣を中心とした地域の活性化プロジェクトの展開、情報発信等を実施。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

<活性化プロジェクト等連携事業>

・西陣エリア内の回遊性向上等を目的に、地域内外の様々な主体と連携した取組を実施。

①てくてく西陣デジタルスタンプラリー・フォトコンテスト(令和7年10月25日～2月8日、スタンプラリー参加者429人、フォトコンテスト作品応募総数42点)

②親子で巡る！！西陣地域の神社とお寺でクイズラリー(令和7年10月25日～12月7日、抽選会参加者48名)

③京の冬の旅×西陣界限コラボ企画～非公開文化財特別公開 拝観券提示で特典サービス！～(令和8年1月9日～3月18日、サービス利用者533名)

<地域の担い手づくり事業>

・西陣エリアの活性化の担い手を更に増やしていくことを目的に、京都・西陣エリアに興味関心を持つ参加者がエリア内のまちづくりの現場や企業等への訪問などを行うプログラムを実施。

①東京イベント「京都や西陣に関わることで感じる面白さや可能性」(令和7年12月15日、参加者35名)

②プログラム「京都・西陣でやりたいことをカタチにする二日間」(令和8年1月17日～1月21日、参加者16名)

<活性化ビジョン推進に向けた情報発信>

・ポータルサイト「にしZINE」及びSNS(Facebook、X)等において、活性化に資する情報を随時発信。

【歴史的風致・基本方針との関係】西陣地域は、西陣織をはじめとした伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有しており、<ものづくり・商い・もてなしのまち京都>の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成している。

西陣地域に関わる様々な主体の連携により、地域の活性化を進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	ビジョンに掲げる将来像の実現に向けて、引き続き、地域内外の様々な主体と連携した事業を実施するとともに、活性化の担い手づくりやポータルサイト等での情報発信などに取り組み、多様な主体による協働のまちづくりを推進する。

状況を示す写真や資料等



てくてく西陣デジタルスタンプラリー・フォトコンテスト



親子で巡る！！西陣地域の神社とお寺でクイズラリー



京の冬の旅×西陣界限コラボ企画



東京イベント「京都や西陣に関わることで感じる面白さや可能性」



プログラム「京都・西陣でやりたいことをカタチにする二日間」



ポータルサイトによる情報発信

評価軸【3】-38

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
各区役所・支所における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 【北区『WA(わ)のこころ』創生事業】		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成28年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 伝統文化の担い手や寺社、大学、区役所等で構成する北区『WA(わ)のこころ』創生ネットワーク会議を設置し、家族や地域の絆、先祖を敬い子孫・未来に思いを致す心、自然への深い感謝の念など「日本のこころ」を次世代に継承していくために北区に縁のある“ホンモノ”の伝統文化の魅力発信等を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

日本人が古くから受け継ぐ美意識や価値観といった「WAのこころ」を次世代に継承することを目指し、平成29年度から様々な会場において正式参拝や茶道等を体験するイベントを実施。コロナ禍の令和3年度からは、従来のイベント型の事業を刷新し、ラジオ番組の放送や動画配信、広報紙への記事掲載を行い、令和4年度からは、佛教大学オープンラーニングセンターとの連携による「北区『WAのこころ』創生講座－文化のWA－」を開始した。

【令和7年度】

- 「北区『WAのこころ』創生講座－文化のWA－」の開講(Zoomによるオンライン受講も可)
- ・北区「WAのこころ」創生ネットワーク会議・河村晴久座長をコーディネーターに、北区に縁のある文化人の方々との対談を通じて、伝統的なものの価値や良さを見つめ直す社会人向けの連続講座。
 - ・4月から毎偶数月第1火曜日 午後3時30分～4時45分(全6回)

【歴史的風致・基本方針との関係】北区には、祈りと信仰の場や祭りや年中行事の舞台でもある寺社や京町家などの歴史的建造物が多く残り、伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。このような取組を行うことは、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	令和8年度についても、区民の皆様には伝統文化・芸能等に親しんでいただけるよう取組を進めていく。

状況を示す写真や資料等



【「北区『WAのこころ』創生講座－文化のWA－」】

評価軸【3】-39

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
防災まちづくり活動支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成24年度～	
支援事業名	・R3～社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業） ・市単独事業	
計画に記載している内容	歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となって防災まちづくりに取り組む。	
定性的・定量的評価（自由記述） ※定量的評価は可能な範囲で		
地域主体の防災まちづくり活動を基本に、地域と行政が連携し、まちや細街路の防災性の向上に向けて、地域の防災上の課題を把握し、最適かつ効果的な取組の検討や具体的な整備改善など対策の実施に取り組んでいる。 また、地域ごとに、特性に応じたまちの目標や将来像、それに向けた対策のあり方等を示す路地・まち防災まちづくり計画が策定されており、これらの活動を支援する専門家を派遣している。 【令和7年度実績】 専門家派遣（業務委託）：4		
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針（自由記述）	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	路地・まち防災まちづくり計画が策定された後も、その実現に向け、地域主体で取組を継続することが重要だが、密集市街地の中には、高齢化が顕著な地域や、空き家が目立つ地域も見られ、まちの活力低下により、今後の地域活動への支障が懸念される。幅広いソフト対策を含めた地域防災力向上の活動について、より効果的な支援を検討していく。	
状況を示す写真や資料等		
 こども防災スクール  防災まちあるき  意見交換会		

評価軸【3】-40

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
防災まちづくり推進事業			現在の状況
			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成26年度～

支援事業名 ・R3～社会資本整備総合交付金(都市防災総合推進事業)
・市単独事業

計画に記載している内容 密集市街地の防災安全性の向上を図るため、老朽化した木造建築物の除却、地域住民等が共同して利用管理する広場等の整備、避難経路に面する危険ブロック塀等の改善に対する助成事業を推進する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

密集市街地等では、大規模地震時に、老朽化した木造建築物やコンクリートブロック塀が倒壊し、避難への支障や延焼拡大につながるおそれがあるなど、防災上の課題が見られる。

このため、危険なブロック塀の整備改善をはじめ、老朽木造建築物の除却やその跡地を利用した、災害時の一時避難や延焼の抑制、円滑な消防活動に寄与する身近な防災ひろばの整備を促進する。

【令和7年度実績】

木造建築物除却事業 補助金交付件数: 1件

まちなかコモンズ整備事業 補助金交付件数: 1件

危険ブロック塀等改善事業 補助金交付件数: 4件

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	優先的に防災まちづくりを進める地区(国の危険密集市街地に該当)を中心に、地域ごとの防災まちづくりの取組や全市的な制度の普及啓発をとおして、一定の成果は出ているものの、現在も密集市街地の解消には至っていない地域があるため、引続き、歴史的な町街並みを継承していくことを基本としつつ、更なる活用の促進を行う必要がある。

状況を示す写真や資料等

危険ブロック塀等改善事業



除却前



除却後

評価軸【3】-41

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和7年度
項目		現在の状況	
細街路対策事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成24年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	袋路の避難安全性の向上を図るため、緊急避難経路の整備、袋路等始端部の建築物の耐震・防火改修、袋路等始端部の整備に対する助成事業を推進する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
細街路の中でも袋路や特に幅員の狭い道などは、大規模地震時に建物の倒壊等により、避難や救助が円滑に行えず、大きな被害が出るおそれがある。 このため、2方向への避難経路の確保をはじめ、入口部分の建物の強化(耐震・防火改修の実施)や避難上支障となる工作物の撤去など、袋路等の避難困難性の改善に寄与する整備改善を促進する。 【令和7年度実績】 緊急避難経路整備事業 補助金交付実績:3件 袋路等始端部における耐震・防火改修事業 補助金交付実績:0件 袋路等始端部整備事業 補助金交付実績:3件			
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	密集市街地における木造建築物の耐震化や袋路の解消等の避難安全性を向上させる取組は十分に進んでおらず、更なる促進が求められる。 また、防火改修に関して、意識啓発を進めているものの、その重要性や効果等について、認識が十分に浸透していない状況であり、継続的に啓発を図る必要がある。		
状況を示す写真や資料等			
緊急避難経路整備事業 (蹴破り戸の設置)  除却前 ➡  除却後			

評価軸【3】-42

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
		現在の状況
「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成14年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に年間を通して伝統産業に触れられる多彩な事業を実施。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

伝統産業の新たな需要の喚起及び京都の伝統産業のファン層を広げるため、若年層や国内外からの観光客をターゲットに、情報発信や体験を通じた興味喚起を行ったほか、民間事業者との連携を強化して、異業種とのコラボレーション等を通じ、これまで接点のなかった層へのアプローチを図った。

【歴史的風致・基本方針との関係】広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、＜ものづくり・商い・もてなしのまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】 ターゲットに対するアプローチの手法を見定めることの難しさ 【対応方針】 各事業の実績・効果の分析及び伝統産業事業者や異業種からの聞き取り

状況を示す写真や資料等

京の名匠春秋会展(実演)



京の伝統産業わかば会作品展



染屋さんと織屋さんのお仕事



評価軸【3】-43

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
京都市伝統産業ミュージアムの運営 (京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成8年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都市伝統産業ミュージアム」を設置している。常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、企画展ではテーマを設定し、優れた工芸品の数々や職人に焦点を当てた展示をしている。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
1 未来の担い手・使い手の育成 (1) 子供のための伝統産業・伝統工芸体験事業 (2) 学校における伝統産業授業の活性化支援 2 伝統産業製品の生活回帰、定着の促進 (1) 他ジャンル、時事問題とコラボした周知・啓発事業 3 つくり手等が行う伝統産業活性化の取組支援 4 京都伝統産業ミュージアムの展示事業		
【歴史的風致・基本方針との関係】市民や観光客に京都の伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することは、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、＜ものづくり・商い・もてなしのまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】より効果的に多くの対象者に伝統産業の魅力を浸透させる手法の検討 【対応方針】事業参加者の声を聞き取り、業界団体と一丸となって事業の構築に生かす	
状況を示す写真や資料等		
   		
子供のための伝統産業・伝統工芸体験事業		

評価軸【3】-44

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
京の「匠」ふれあい事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成17年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 市民・観光客等を対象に、西陣織会館、京都伝統産業ミュージアム等において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行うほか、職人を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和6年度職人の延べ雇用人数:741人
(内訳)

西陣織会館:265人(延べ雇用)

京都伝統産業ミュージアム:99人(延べ雇用)

市内小中学校:377人(延べ雇用)

【歴史的風致・基本方針との関係】伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことは、伝統産業の活性化につながるとともに、＜ものづくり・商い・もてなしのまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】伝統産業に関する教育や学習ができる施設や道具、材料が限られている。 【対応方針】引き続き、教育現場や関係施設と連携し、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作る

状況を示す写真や資料等



制作体験教室

評価軸【3】-45

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和7年度
項目		現在の状況	
市民狂言会		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手	
事業期間	昭和32年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	大蔵流茂山千五郎家・忠三郎家の協力のもと、市民の皆様に親しまれる狂言鑑賞会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。		

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

年4回の開催

- ・第278回:令和7年 6月20日(金)午後7時から開催
- ・第279回:令和7年 8月29日(金)午後2時から開催
- ・第280回:令和7年12月 5日(金)午後7時から開催
- ・第281回:令和8年 3月 6日(金)午後7時から開催

【歴史的風致・基本方針との関係】昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成29年度で60周年を迎え、200回以上の開催を数えており、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を形成している。

京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することは、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等



出典者: 京都市狂言会により変更する場合があります。ご了承ください。

各回の番組及び出演者

評価軸【3】-46

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
京都薪能		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和25年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 毎年6月1日・2日に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年(1950)から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

日 時 令和7年6月1日(日)及び6月2日(月) 午後6時～午後8時40分頃

場 所 平安神宮

来場者 1日:1,262人、2日:1,125人

※令和2、3年度はコロナにより中止

【歴史的風致・基本方針との関係】「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、令和元年で第70回を数え、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を形成しており、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。
京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することは、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等



過去開催の様子

評価軸【3】-47

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和42年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	伝統産業の振興・発展の基礎づくりの推進、伝統産業に携わる若手技術後継者の確保及び養成、伝統産業業界において中核を担いつつある中堅技術者の意欲向上を目的に、功労者顕彰や後継者育成、名匠認定制度を実施。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
令和7年度認定者数(これまでの認定者数) 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度・・・11人(1, 222人) 京都市伝統産業技術後継者育成制度・・・15人(1, 365人) 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度・・・10人(156人)		
【歴史的風致・基本方針との関係】伝統産業を支える技術者を育成・表彰していくことによって、伝統産業技術及び関係業界の振興・発展・継承に努めることは、＜ものづくり・商い・もてなしのまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】職人の高齢化と担い手不足 【対応方針】引き継ぎ、技術の承継と後継者育成を図る。	
状況を示す写真や資料等		

技術功労者・未来の名匠合同式典の様子



「京都市伝統産業技術後継者育成制度」資金受給者による作品展



評価軸【3】-48

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
花街の伝統芸能保存育成事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成8年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	花街の伝統伎芸を保存・継承することを目的として設立された「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団（おおきに財団）」の行う伝統伎芸保存・育成事業を助成する。	
定性的・定量的評価（自由記述） ※定量的評価は可能な範囲で		
公益財団法人京都伝統伎芸振興財団（おおきに財団）が行う伝統伎芸保存・育成事業を助成した。 【おおきに財団の取組】 ○伎芸研修等助成 伝統伎芸の保存継承や後継者の育成を行うため、各歌舞会の学校での研修事業に対して助成を行った。 ○舞台発表会助成 各歌舞会の秋のをどりの会等に対して助成を行い、伝統伎芸の向上を図った。 ○伝統行事参加助成 京都の伝統行事である「祇園祭花傘巡行」、「時代祭」、「かにかくに祭」などへの参加に対し、各花街に助成を行った。 【歴史的風致・基本方針との関係】「京の芸妓・舞妓」が存在する京都の花街は、都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統伎芸を伝承しており、その町並みとともに「もののづくり・商い・もてなしのまち京都」の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統伎芸を保存・育成することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針（自由記述）	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし	
状況を示す写真や資料等		
写真使用不可のため写真なし		

評価軸【3】-49

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	—	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
○葵祭 5月15日、葵祭行列が実施され、行列執行に資する経費の一部を助成した。 ○時代祭 10月22日、時代祭行列が実施され、行列執行に資する経費の一部を助成した。 【歴史的風致・基本方針との関係】葵祭や時代祭は、＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致や＜伝統と進取の気風の地＞の歴史的風致を構成する伝統的な人々の活動であり、これらの祭りを支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対しての助成を行うことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし	
状況を示す写真や資料等		
写真使用不可のため写真なし		

評価軸【3】-50

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
伝統芸能文化創生プロジェクト		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 平成23年度に策定した「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）基本構想」に掲げるセンターに備えるべき機能の実現を目指すプロジェクト。「五感で感じる和の文化事業」の成果を引き継ぎ、伝統芸能文化に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から、伝統芸能文化を取り巻く課題の改善や継承へ向けた提案に取り組む。

定性的・定量的評価（自由記述） ※定量的評価は可能な範囲で

<令和7年度の実施内容と実績>

①伝統芸能文化に係る総合相談窓口の設置 ⇒相談件数:344件(令和8年1月24日まで)

②ネットワーク構築・リサーチ

③参加・協力事業

④伝統芸能文化復元・活性化 共同プログラム ⇒応募:8件、うち採択:1件

【歴史的風致・基本方針との関係】「五感で感じる和の文化事業」を継承することによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながる。
この事業を継続していくことは、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針（自由記述）
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等

令和7年度募集

◆応募総数：8件 ◆採択案件数：1件

件名	申請者等名	内容
六斎念仏ほか民俗芸能で使用する鉦(かね)すりのリサーチと実演家による道具製作の模索・発信プロジェクト	千本六斎会（京都府） 代表：吹田哲二郎	鉦すりの製作を取り巻く環境の変化や、安定的な供給体制の維持が課題となる中で、鉦すりを使用する各芸能の担い手が集まり、仕様や材料、入手方法、所有形態、供給の状況などを共有する場を設けるなど、道具に関する課題を調査する。 また、実演家が鉦すりを修繕・製作していく可能性についても模索し、製作手法を幅広く発信することで、民俗芸能の道具製作者への支援につなげていくことも目指す。

評価軸【3】-51

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名: 観光地の混雑状況の発信)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和元年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	スマートフォン利用者の位置情報等のビッグデータをもとにした観光地の混雑予測や、リアルタイムの混雑状況、混雑しやすい時間でも快適に観光できるおすすめスポットの情報等を、京都観光公式サイト「京都観光Navi」において発信することで、観光客の更なる分散化を図り、混雑の解消と、密を避けた安心・安全な京都観光を推進する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
【観光快適度予測の表示エリア】7エリア11箇所 ○嵯峨・嵐山: 渡月橋北詰、竹林の小径 ○伏見: 伏見稲荷大社付近 ○哲学の道・岡崎: 哲学の道北端、岡崎公園 ○衣笠・北野・西陣: 北野天満宮前付近、金閣寺道付近 ○祇園・清水: 花見小路、清水坂～ねねの道 ○京都駅周辺: 京都駅前バス乗り場 ○市内中心部: 錦市場 【ライブカメラ配信エリア】7エリア13箇所 ○嵯峨・嵐山: 渡月橋北詰、竹林の小径、清涼寺、大覚寺、嵯峨鳥居本 ○伏見: 伏見稲荷大社付近 ○哲学の道・岡崎: 哲学の道北端 ○衣笠・北野・西陣: 北野天満宮前付近 ○祇園・清水: ねねの道、花見小路 ○京都駅周辺: 京都駅前バス乗り場、八条ロタクシー乗り場 ○市内中心部: 錦市場 【歴史的風致・基本方針との関係】京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることとしている。 観光地の混雑予測や混雑状況を発信することは、観光客の利便性が向上するとともに、市内周辺部に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和を図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】観光需要の本格的な回復が進む中、市民生活と観光の調和を図るため、「京都観光快適度マップ」の掲載情報を充実はもとより、混雑を避け快適な京都観光に向けた情報発信及び分散化に資する取組をより一層推進していく必要がある。 【対応方針】令和5年度に外国人観光客のビッグデータの導入及び混雑予測の確度向上、ライブカメラ映像へのテロップ表示機能の導入、ポータブルライブカメラの導入・運用を実施。	
状況を示す写真や資料等		
・ライブカメラ映像へのテロップ表示機能の導入 		
・ポータブルライブカメラの導入・運用 配信実績(令和7年度) 4月: ゴールデンウィーク、5月: 葵祭、7月: 祇園祭、8月: 五山の送り火、10月: 時代祭・鞍馬の火祭、11月: 秋の観光シーズン、12月: 年末年始、2月: 節分、3月: 春の観光シーズン		

評価軸【3】-52

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
		現在の状況
観光案内標識アップグレード推進事業 (旧事業名: 観光案内標識設置事業)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 国内外からの観光客の受入環境整備や回遊性の向上による場所の分散化を目的に、観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

混雑緩和策として、観光客が集中するエリアにおける回遊性や多様なエリアへの誘客の推進に向けて、案内標識等の設置、修繕を実施した。

※令和7年度実績 (修繕:12基、撤去:3基)

【歴史的風致・基本方針との関係】快適な受入環境の整備のため、観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることは、＜京の街道とその周辺＞の歴史的風致や＜千年の都を育む水・土・緑＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、観光客の利便性が向上するとともに、市内各所に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図られる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等

案内標識(中京区)



評価軸【3】-53

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
地域と連携した観光課題解決等推進事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	観光客へのマナー啓発や混雑対策など、観光に起因する課題の発生防止・解決を図り、市民・観光客の安心・安全を確保するとともに、地域文化を継承していくため、地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
<令和7年度の補助実績> ○補助件数: 13件 ○補助金交付額(予定): 6,410,000円 ○主な申請内容: ・ポスター等による観光マナーの啓発 ・HP改修し、観光マナーについて掲載 <令和7年度からの変更点> ・補助対象のうち「散乱ごみ対策に資する取組」に関しては、令和7年度から補助事業の一項目として明確化し、当補助制度に基づいて、必要経費の補助を拡充している。		
【歴史的風致・基本方針との関係】 地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行うことは、観光客のマナー向上に寄与するとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することで市民生活と観光の調和が図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし	
状況を示す写真や資料等		
資料なし		

評価軸【3】-54

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
魅力ある夜間景観づくり		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和元年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 京都市では、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、新たな価値を創造する都市としていくことを目標とし、日中だけでなく夜においても魅力的な京都ならではの景観づくりに取り組んでいる。夜間景観づくりのための指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成30年度の現状調査、令和元年度の社会実験、令和3年度のパブリックコメントの実施等を経て、魅力ある夜間景観づくりのための指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。夜間景観は一人一人の取組が大切であり、さらにそれが線や面へとつながっていくことが必要であるため、本指針を活用しながら、市民、事業者、行政で協働し取り組んでいく。

○夜間景観づくりに関する取組(令和7年度実績)

・梅小路エリアにおける夜間景観づくりを推進すべく、民間団体の交流会を実施し機運醸成を図った。
 ・鴨川を中心としたまちづくりの一環として、川端通(三条～四条間)を対象に、夜間景観の整備方針を策定し基本設計を行った。

【歴史的風致・基本方針との関係】夜間景観は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、地域の特性に応じた夜間景観を誘導し、京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより、新たな賑わいを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることで、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	夜間景観づくりのための指針を元に、地域コミュニティ等と協働して夜間景観づくりを推進するための具体的な手法の検討及び機運の醸成を行う。

状況を示す写真や資料等



R6年度川端通の実験状況



R6年度梅小路公園の実験状況

評価軸【3】-55

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度 現在の状況
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成6年～

支援事業名 任意団体(世界歴史都市連盟)の事業

計画に記載
している内容

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が会長と事務局を務めている。連盟の活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」と総会の開催と年一回の理事会、そして定期的な機関紙の刊行やウェブサイトを通じた会員都市間の情報共有と交流である。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

姫路市で2025年度世界歴史都市連盟理事会を開催。理事を務める7都市(全8都市)が参加し、各種審査・報告等を行ったほか、2026年11月に同市で開催する第20回世界歴史都市会議に向けて意見を交わした。
広報面では、歴史都市の取組等を掲載した連盟機関紙の発行や連盟公式ウェブサイトによる情報発信を行った。

・2026年4月現在の加盟都市数 137都市(65箇国・地域)

【歴史的風致・基本方針との関係】世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画どおり進捗している
□計画どおり進捗していない

国際社会の分断や大規模な災害などにより、歴史・文化遺産や観光資源を有する世界の歴史都市は厳しい状況に置かれている。自治体間組織としての役割が高まるなか、今後も世界の歴史都市と友好的な関係を構築し、「保存と開発」という共通の課題解決に向けて、協力して取り組んでいく。

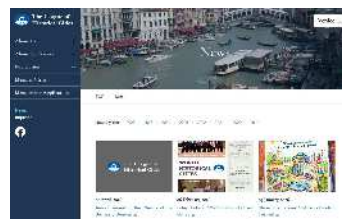
状況を示す写真や資料等



2025年度世界歴史都市連盟理事会の様子



連盟機関紙の発行



公式ウェブサイトの運営

評価軸【4】-1

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
文化財の調査及び指定・登録について		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載
している内容

京都市にとって特に重要な文化財の指定・登録を進める。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- ・令和7年度として、下記の文化財を新たに登録した(令和8年3月31日付け告示)。
- 美術工芸品(絵画):板絵金地着色三十六歌仙図 狩野宗秀筆 36面(宗教法人豊国神社所有)
- 美術工芸品(彫刻):木造阿弥陀如来坐像 1躯(宗教法人行住院所有)
- 美術工芸品(工芸品):金銅亀甲文透六角釣燈籠 片桐東市正且元、片桐主膳正貞隆等の寄進銘がある
1対(宗教法人豊国神社所有)
- 美術工芸品(工芸品):金銅唐草文透六角釣燈籠 慶長十五(庚ノ戌)年七月吉日曜日、中井大和守橋
朝臣正清等の寄進銘がある
1基(宗教法人豊国神社所有)
- 美術工芸品(書跡典籍):大般若経 附 経櫃 6合
経帙 52枚
経箱蓋 2枚
元文三年大般若経番付 1冊
文化十二年大般若経不足相改帳 1冊
534巻(宗教法人宝泉寺所有)
- 美術工芸品(歴史資料):横大路郷 天保「餓死諸霊塔」 1基(横大路墓地管理委員会所有)
- 建造物:鯉山町会所(公益財団法人鯉山保存会所有)
- 建造物:上徳寺(宗教法人上徳寺)
- また、下記の文化財を追加指定した(同日付け告示)
- 建造物:駒井家住宅(公益財団法人ナショナルトラスト)
- また、下記の文化財を登録した(同日付け告示)
- 無形民俗文化財:北白川天神宮の剣鋒差し(北白川伝統文化保存会)
- ・上記指定・により、本市指定・登録文化財件数は561件となった(令和8年4月1日現在)。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

特になし

状況を示す写真や資料等

令和7年度京都市指定・登録文化財



板絵金地着色三十六歌仙図 (指定・美術工芸品 絵画)



金銅唐草文透六角釣燈籠(指定・美術工芸品 工芸品)



大般若経(指定・美術工芸品 書跡典籍)



横大路郷 天保「餓死諸霊塔」(指定・美術工芸品 歴史資料)

評価軸【4】-2

文化財の保存又は活用に関する事項

評価対象年度		令和7年度
項目		現在の状況
文化財の修理、防災防犯対策、周辺環境の整備など		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	修理に係る補助、融資や、税負担の軽減など、必要な支援を実施し、負担軽減を図っていく。 平常時から文化財所有者への防火・防災に対する注意を喚起するとともに、地域の住民、専門家、消防署・消防団などの文化財の関係機関の協力による文化財の災害予防や、文化財が被災した場合の応急措置なども含めた対策について検討を行っていく。 災害発生時に、より迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施するための「文化財市民レスキュー体制」を構築しており、引き続き、消防訓練等の取組を通じて、一層の充実を図っていく。また、地震、台風等の大規模災害の発生時には、広域での応援が受けられるよう、関係機関や他都市等との連携の仕組みを検討していく。 近年、文化財を毀損する行為や文化財の盗難事件等が各地で発生していることなどから、防犯に係る備えも進めていく。 京都文化遺産の特性や、その周辺環境、関係者の状況に応じて、その価値を最大限活かせるよう、景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護施策との連携により、最適な手法で保存活用を目指す。 定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で ・京都市指定登録文化財(建造物)を保護し、市民の文化及び地域の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護事業を行う者に対して補助金を交付する。令和7年度は、日下部(式部)家など40件の修理事業(建造物)を実施した。【再掲】 ・伝統的建造物群保存地区内における修理・修景助成: 19件【再掲】 ・周辺環境の整備については、景観重要建造物新規指定2件、歴史的風致形成建造物新規指定21件を行った。【再掲】 ・夏の文化財防火運動(7月12日から18日まで)及び文化財防火運動(1月23日から29日まで)期間中に、文化財関係社寺等において消防訓練を行うとともに、10月から11月に電気火災から文化財を守るため、電気設備の安全点検を行った。 実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) ■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない 文化財を保全するためには、それ自身の保存のみでなく、周辺環境の保全・整備が不可欠であるため、景観保全施策・まちづくりに関する施策・文化財保護施策・防災施策等、様々な施策を協同して進められるよう、関連部署の連携を図っていくことが必要。 状況を示す写真や資料等 文化財の修理等(市指定文化財の修理)  市指定文化財・日下部(式部)家 修理前 ➡  市指定文化財・日下部(式部)家 修理後	

伝統的建造物群保存地区における修理・修景



修理前
(屋根修理)



修理後
(屋根修理)

周辺環境の整備



井上清七薬房
(景観重要建造物・歴史的風致形成建造物)



船鉾町会所
(歴史的風致形成建造物)

防災事業



防火訓練(醍醐寺)

評価軸【4】-3

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和7年度
文化財に関する普及・啓発、人材育成など		現在の状況
		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容

京都文化遺産を未来に伝えていくためには市民一人一人が担い手となり、持続的な維持継承に取り組むことが重要である。京都市が関係団体等の協力を得て養成している「京都文化財マネージャー」等も活躍しており、こうした活動の活性化を図るため必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援していく。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和7年度の文化財マネージャー育成講座は、開催時期を4月から10月に実施した。
また、文化財マネージャー全員を対象としたスキルアップ研修を、京都を彩る建物や庭園の所有者研修会と併せて実施した。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	文化財マネージャーのスキルアップを図る必要がある。スキルアップの研修や登録後の活動において連携を図ることにより、スキルの向上を目指す。

状況を示す写真や資料等

●文化財マネージャー講座

- ・文化財マネージャー育成講座の開催: 全14回

○令和7年4月～令和7年10月 育成講座受講生: 36名

- ・文化財マネージャースキルアップ研修の開催

開催日: 令和8年2月25日(計1回)

内 容: 活用のためのツーリズムと展示

「建築ツーリズムの可能性」

以倉 敬之 氏

「活用のための建築展示」

前田 尚武 氏

会 場: 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター(ワークショップルーム)



文化財マネージャー育成講座



文化財マネージャースキルアップ講座

評価軸(5)

効果・影響等に関する報道

令和7年度		
報道等タイトル	評価対象年度 年月日	媒体、新聞社名
(歴史的風致維持向上計画(2期)掲載事業に関連する主な新聞記事を抜粋)		
京都人の命つなぐ「産業遺産」が国宝に 誕生135年、人々潤す「琵琶湖の恵み」	令和7年5月17日	京都新聞
京都市中京区、築100年の京町家を一般公開へ 家主「風が通り抜ける町家で涼んで」	令和7年7月11日	京都新聞
伝統的建造物群保存地区制度、今年で創設50周年 京都で記念シンポジウム開催	令和7年7月28日	観光経済新聞
京都市中京区、築100年の京町家を一般公開へ 家主「風が通り抜ける町家で涼んで」	令和7年7月11日	京都新聞
京都の近現代の名建築を特別公開 「京都モダン建築祭」が11月に開幕	令和7年9月24日	京都新聞
京町家「解体の規制強化」を盛り込む 固定資産税の軽減も 京都市の審議会が答申	令和7年10月8日	京都新聞
「帝国ホテル京都」ついにオープン 1936年完成の弥栄会館を改修「ここからが本番」	令和8年3月6日	京都新聞
京都・先斗町の春季公演「鴨川をどり」 今年「初」の試みは？ 魅力を国内外に発信へ	令和8年3月25日	京都新聞
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
歴史的建造物の指定や活用、イベント、保全施策に関する記事が報道機関に取り上げられ、普及啓発へと繋がった。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
□計画の進捗に影響あり ■計画の進捗に影響なし	特になし	
状況を示す写真や資料等		
掲載可能な資料なし		

評価軸【6】-1
その他

項目	評価対象年度	令和7年度
----	--------	-------

デジタル技術等を活用した歴史まちづくりの普及啓発

計画に記載
している内容 記載なし

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

景観重要建造物や歴史的風致形成建造物、歴史的風致(祭礼やものづくり、伝統文化等)の紹介、景観政策及び町並み保全の取組を動画媒体で広く発信することを目的に、YouTube「京都市景観政策課まちなみチャンネル」を開設(令和5年8月)し、普及啓発を進める。

(令和7年度末時点)

- ・チャンネル登録者数: 565人
- ・公開動画数: 37本(累計)
- ・チャンネル視聴回数: 47,613回(累計)

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

- ☐ 計画の進捗に影響あり
☒ 計画の進捗に影響なし

特になし。

状況を示す写真や資料等



YouTube「京都市景観政策課 まちなみチャンネル」



【京都市公式】【京の建物】下御霊神社 下御霊祭
 SHIMOGORYOU SHRINE
 758回視聴・1年前



【京都市公式】【京の伝統行事】やすらい花 YASURAI :
 BANA
 375回視聴・1年前

令和7年度公開動画(抜粋)

法定協議会等におけるコメント

(様式2)

評価対象年度

進行管理・評価: 令和7年度

・法定協議会等におけるコメント

コメントが出された会議等の名称: 令和8年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議

会議等の開催日時: 令和8年6月15日(月)

(コメントの概要)

法定協議会にて意見聴取

(今後の対応方針)